

福生市国土強靱化地域計画

(令和8年3月 改定)

福 生 市

目次

第1	計画の改定に当たって.....	1
1	背景.....	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の見直し	2
第2	本市の地域特性.....	3
1	位置及び都市構造.....	3
(1)	位置	3
(2)	都市構造	3
2	地勢.....	4
(1)	地形	4
(2)	地質	4
3	気象.....	5
(1)	気温・降水量.....	5
4	人口.....	5
(1)	人口の推移.....	5
(2)	将来人口	6
5	土地利用	7
6	産業.....	8
7	過去の災害.....	9
(1)	地震災害の履歴	9
(2)	風水害の履歴.....	10
8	想定される災害	11
(1)	地震災害の想定	11
(2)	風水害の想定.....	14
第3	計画の目標.....	17
1	基本目標	17
2	事前に備えるべき目標.....	17
第4	ぜい弱性の分析・評価と対応方策	18
1	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	18
2	施策分野	21
3	リスクシナリオと施策分野の関連	22
4	ぜい弱性の評価	23
5	ぜい弱性の評価と対応方策	24

6	施策の重点化	72
第5	計画の推進と進行管理.....	73
1	推進体制	73
2	計画の進行管理	73
第6	資料編	75
1	目標別事業一覧	75

第1 計画の改定に当たって

1 背景

平成 23 年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムのぜい弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的課題として認知されることとなった。

こうした中、国においては、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下「国土強靱化基本法」という。)を公布・施行した。また、東京都においては、このような国の動きに合わせて、平成 28 年に、「東京都国土強靱化地域計画」を策定した。

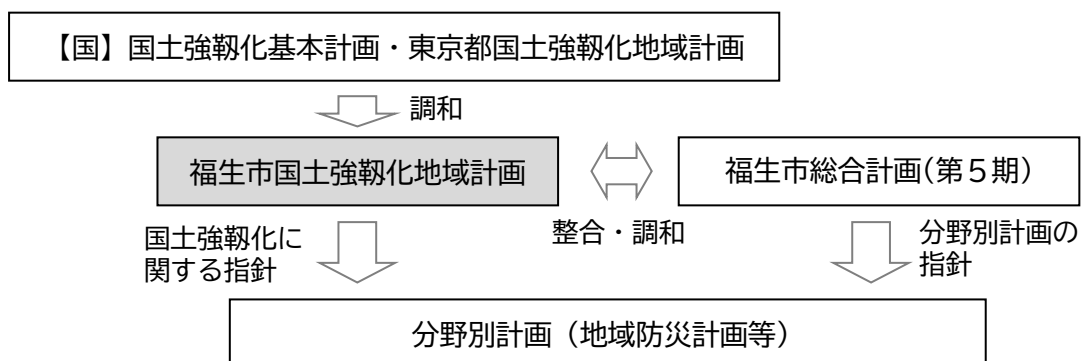
その後、令和 5 年 6 月に、「改正国土強靱化基本法」が可決・成立し、令和 5 年 7 月には、新たな「国土強靱化基本計画」が策定され、国土強靱化のためにハード整備のみならずソフト施策をさらに推進していく方針がより明確化された。

一方、国際的な視点では、持続可能な世界を実現するための共通目標として、平成 27 年の国連持続可能な開発サミットにおいて、持続可能な開発目標 (SDGs) が採択された。この SDGs 達成という観点からも、国土の強靱化を図っていくことの重要性が高まっている。

本市においても、令和 3 年に策定した福生市国土強靱化地域計画の計画期間満了に伴い、これまでの自然災害における知見や、国及び東京都の国土強靱化に関する施策を踏まえ、このたび「福生市国土強靱化地域計画」(以下「本計画」という。)を改定するものとする。

2 計画の位置付け

本計画は、国土強靱化基本法第 13 条の規定に基づく「国土強靱化地域計画」であり、国の「国土強靱化基本計画」、「東京都国土強靱化地域計画」との調和を図りつつ、本市の市政の基本的な指針である「福生市総合計画(第 5 期)」とも整合を図り、本市の国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として位置付ける。



3 計画の見直し

国土強靱化基本計画や東京都国土強靱化地域計画の見直し、社会情勢の変化、強靱化に関する施策の進捗状況等を踏まえながら、必要に応じて所要の変更を加えるものとする。

【参考】持続可能な開発目標（SDGs）に対応した都市づくり

持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された国際目標である。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っており、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものとなっている。

本市のこれからの都市づくりは、このSDGsが掲げる開発目標への貢献も念頭に取り組むことが求められる。

■持続可能な開発目標 17 のゴール



出典：国際連合広報センター

第2 本市の地域特性

1 位置及び都市構造

(1) 位置

本市は、東京都の多摩西部、都心から約40kmに位置し、東は立川市・昭島市・武蔵村山市、西は多摩川を隔ててあきる野市、南は八王子市、北は羽村市・瑞穂町に接する。総面積は10.16 km²で、東西3.6km、南北4.5kmに広がり、東北部には米軍横田基地（総面積の32.6%）がある。



出典：市勢統計(2022)

市役所の位置	北緯 35度44分18秒
	東経 139度19分37秒
面積等	東西 約3.6km
	南北 約4.5km
	面積 10.16 km ²

(2) 都市構造

市街地は、福生駅を中心として市の全域に広がる。

主要幹線道路は、国道16号、奥多摩街道、新奥多摩街道及び五日市街道の4本が走っている。このうち、国道16号、奥多摩街道、及び新奥多摩街道は、地域を南北に横断し、さらに一般都道4路線及び市道が市内を走っている。

鉄道は、JR青梅線、JR五日市線、JR八高線及び西武鉄道拝島線の4路線があり、東京都の中でも特にコンパクトな市でありながら、5つの駅がある。

2 地勢

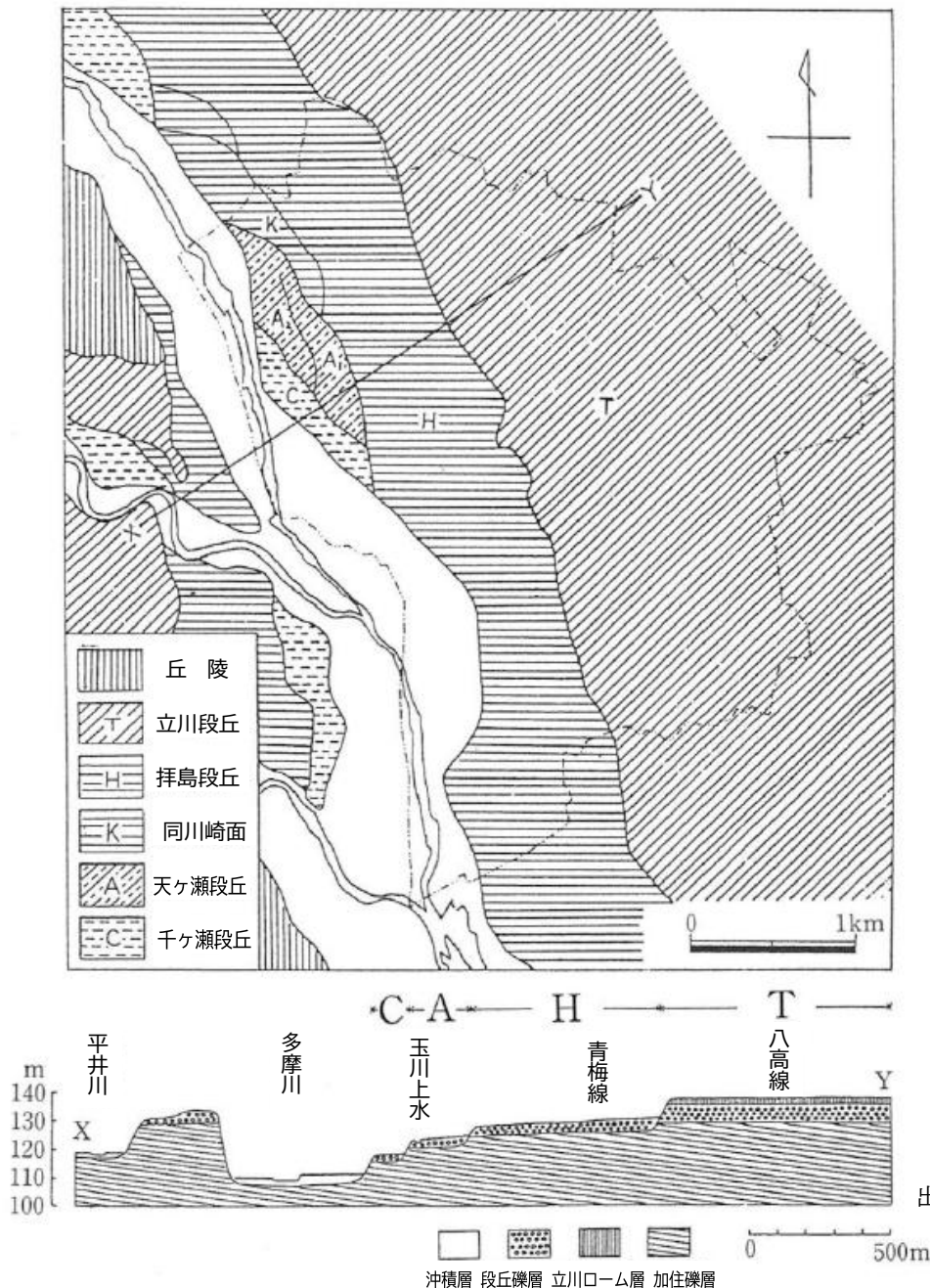
(1) 地形

市域の台地部は、古多摩川水系によって形成された武蔵野台地の西端に当たり、河岸段丘上に存在する。本地域を構成する段丘は形成が古い順に上位より、立川段丘（立川面）、拝島段丘（拝島面）、沖積段丘である2段の低位段丘（天ヶ瀬面、千ヶ瀬面）からなる。また、多摩川沿いには、現多摩川によって形成された沖積低地が南北に長く広がり、現在は盛土されて住宅街となっている。

(2) 地質

地質構成は、第三系の加住礫層（上総層群）を基盤として、最上位の立川段丘では段丘礫層の上に火山灰層（立川ローム層）が重なっている。下位段丘面では礫層上を直接表土が覆うのみで、多摩川沿いの沖積低地では基板上に直接現河床の堆積物が乗っている。

段丘区分と地質断面の概略図



出典：福生市史・下巻
(平成6年)

3 気象

(1) 気温・降水量

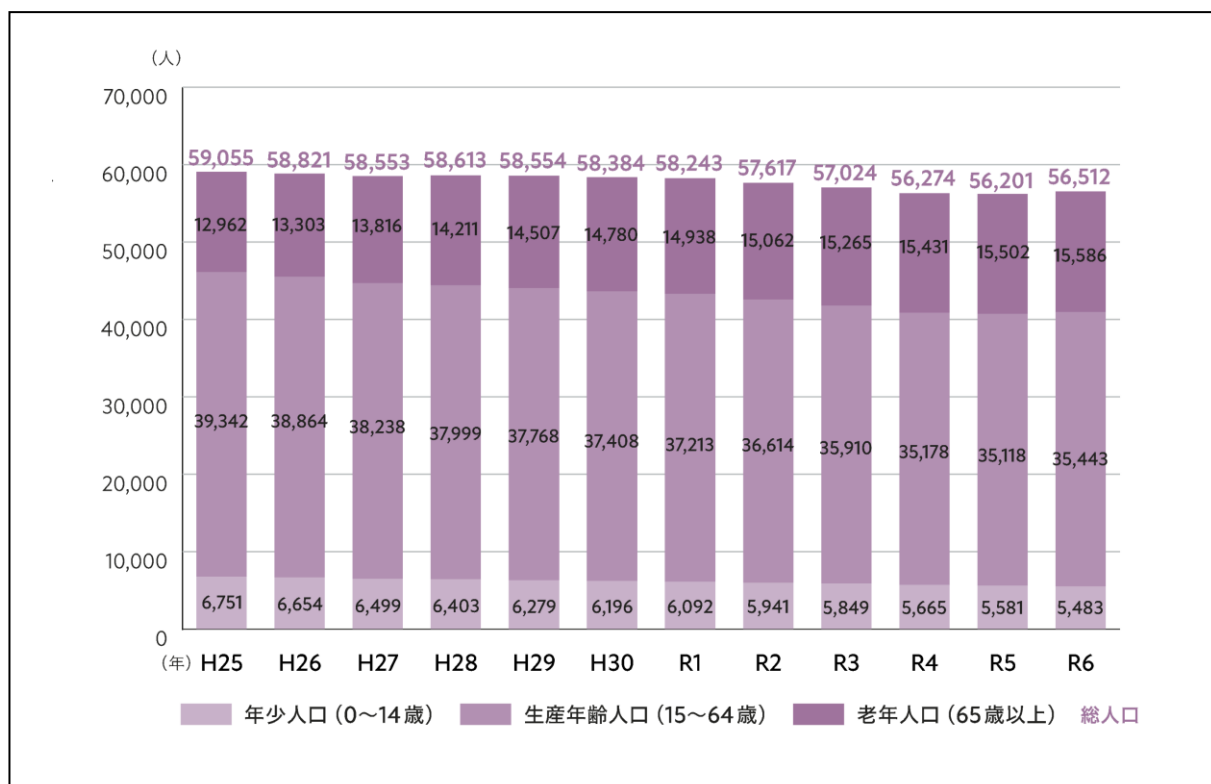
本市近辺の年平均気温は、14.3℃前後（青梅観測点 30年間値の平均）で都心に比べ2℃程度低く、年降水量は1,563mm（青梅観測点 30年間値の平均）となっている。

4 人口

(1) 人口の推移

住民基本台帳によると、本市の総人口は、令和6年時点で56,512人となっている。

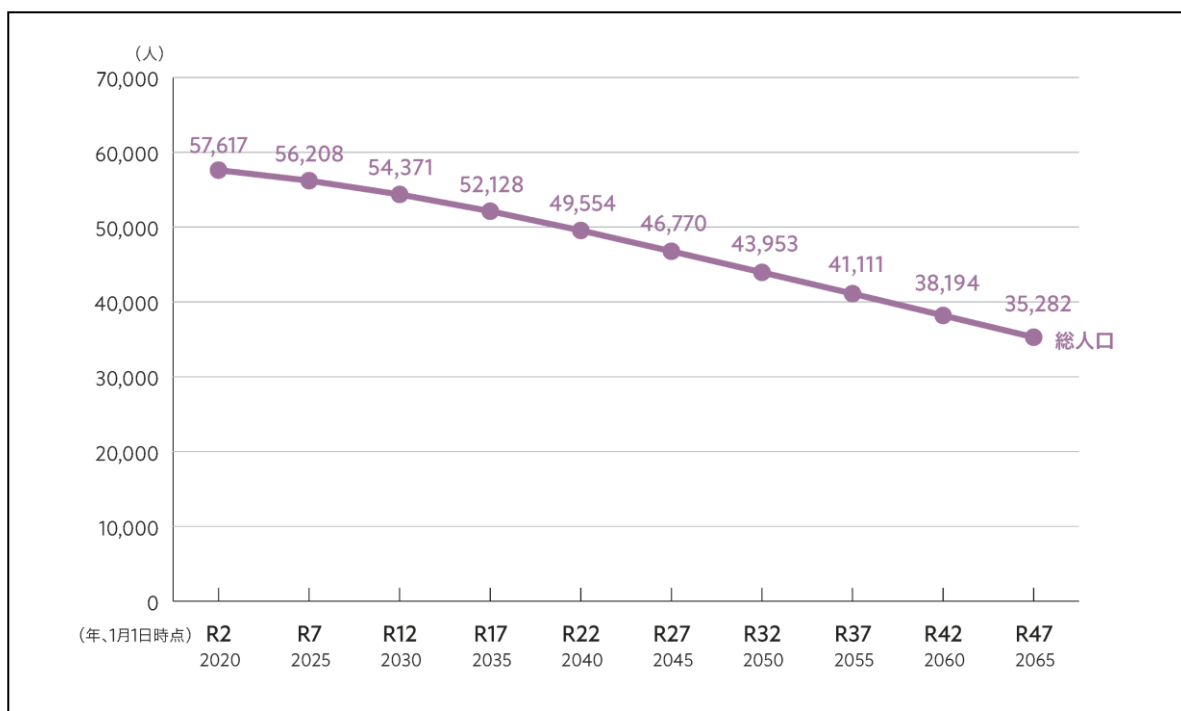
平成25年から令和6年の推移を見ると、年少人口（0歳から14歳まで）は6,751人から5,483人に減少している一方で、老年人口（65歳以上）は12,962人から15,586人と急激に増加している。



出典：福生市総合計画（第5期）後期基本計画

(2) 将来人口

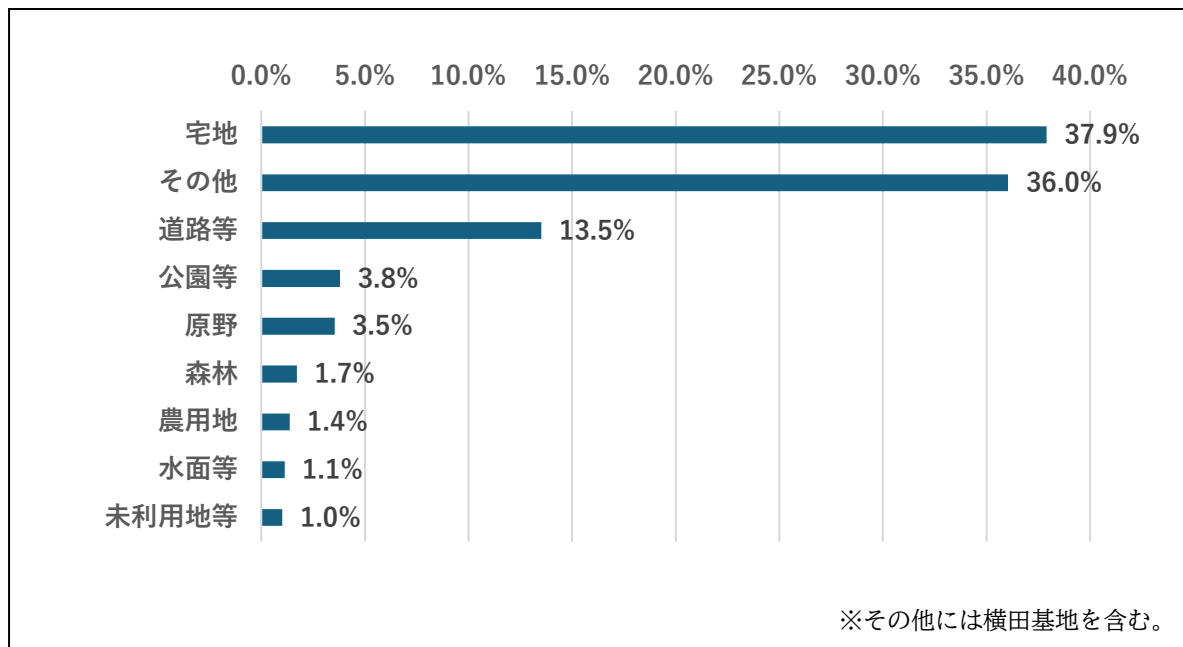
本市の将来人口を推計すると、令和12年には54,371人、令和32年には43,953人、令和47年には35,282人になると見込まれている。



出典：福生市総合計画（第5期）後期基本計画

5 土地利用

土地利用状況は、横田基地を除く市域全体の約9割が既に市街化しており、原野、森林、未利用地等の新たに宅地開発が可能な土地がそれぞれ1.0%から3.5%と極めて低い状況となっている。

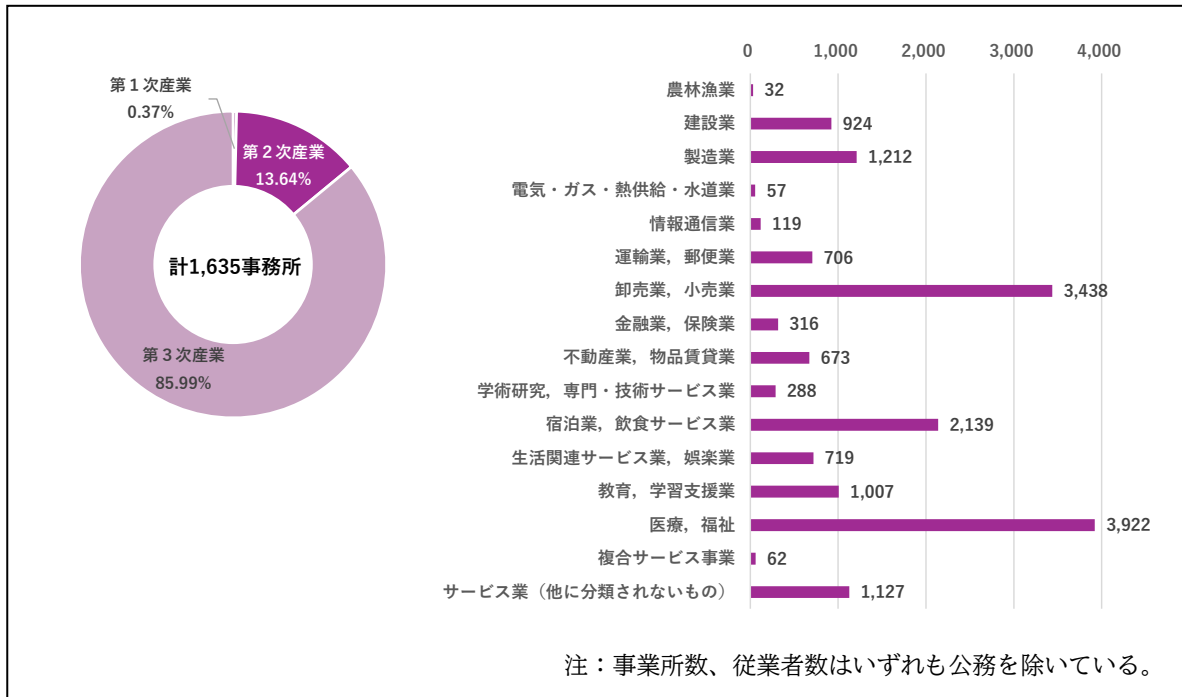


出典:東京都統計年鑑 1-2 地域別土地利用面積 (令和5年)

6 産業

令和3年経済センサス調査によると、本市の事業所数は1,635事業所であり、第2次産業が13.64%、第3次産業が85.99%を占めている。従業者は16,741人であり、産業別では医療・福祉が3,922人、卸売業・小売業が3,438人、宿泊業・飲食サービス業が2,139人となっている。

産業別事務所の割合と産業別従業者数



出典：経済センサス（令和3年度）

7 過去の災害

(1) 地震災害の履歴

これまでに本市に影響を及ぼした地震は、関東地震（大正12年）、東北地方太平洋沖地震（平成23年）などが挙げられる。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）は、マグニチュード9.0の巨大な地震で、太平洋側に大きな津波被害をもたらした。東京都でも死者・行方不明者8人、負傷者119人、建物全壊20棟、半壊223棟などの被害が発生した（消防庁による。令和3年3月1日時点）。本市では震度4を観測し、人的被害や建物被害はなかったが、大きな影響を及ぼした。

年月日	地震名	マグニチュード	最大震度	福生市の震度	福生市の被害の記録
1923年 (大正12年) 9月1日	大正関東地震 (関東大震災)	7.9	6 (被害 状況から 震度7 相当)	—	被害の記述はなし（福生市史）
2011年 (平成23年) 3月11日	東北地方 太平洋沖地震 (東日本大震災)	9.0	7	4	人的・建物被害はなかったが、市は緊急対策会議を開催し対応した。 1 JRの踏切封鎖により市内各所で渋滞発生 2 拝島駅、牛浜駅及び福生駅において帰宅困難者が発生（総避難者数126人） 3 計画停電及び節電に伴う対応 4 市内避難者への支援（避難者総数96人43世帯） 5 市内放射線量の測定

出典：福生市地域防災計画（令和5年度修正）、気象庁震度データベース

(2) 風水害の履歴

近年の風水害記録によると、令和元年の台風第19号の影響により、南田園地区、北田園地区全域の3,493世帯に避難指示が発令されるとともに、市内で最大1,571人が避難したほか、公園等の冠水が発生している。昭和58年以降に市内で発生した風水害の履歴と、本市の被害状況を次の表に示す。

年月日	要因	期間降水量 (mm)	時間最大 雨量 (mm)	福生市での被害及び気象概況
1983年(昭和58年) 8月17日	台風第 5・6号	—	—	台風第5・6号による大雨。 多摩川の永田橋上流左岸堤防侵食(災害記録)
1988年(昭和63年) 8月12日	大雨	—	—	大雨による石垣の崩壊が大字福生 574 番地 3、4で発生(災害記録 昭和63年崖崩れ 関係)
1991年(平成3年) 8月20日~21日	大雨	160.0	35.0 (20日)	大雨で多摩川増水。 福生南公園、多摩川中央公園冠水(災害記録)
1991年(平成3年) 9月19日	大雨	159.0	21.0	大雨で多摩川増水。 多摩川中央公園冠水(災害記録)
2001年(平成13年) 9月9日~11日	台風第 15号	244.0	22.0 (9日・ 10日)	福生南公園、多摩川中央公園冠水 小河内観測所の総雨量 649mm
2002年(平成14年) 10月1日	台風第 21号	183.0	39.0	降雨による公園内及び民地からの流入により 道路及び敷地内に雨水冠水、2か所で敷 地内冠水(京浜河川事務所出水情報)
2003年(平成15年) 8月8日~9日	台風第 10号	110.0	49.0 (8日)	多摩川中央公園等の立ち木に被害、福生第 四小学校前で倒木、武蔵野台二丁目の民家 で倒木、道路冠水や道路から民地内への雨 水の流入等が発生。
2007年(平成19年) 9月4日~7日	台風第 9号	244.0	30.0 (4日)	台風第9号の豪雨により、小河内ダム地点 の総雨量は、観測史上最大の710mmとなっ た。多摩川河川敷の福生南公園及び多摩川 中央公園が被災。
2008年(平成20年) 8月28日~29日	大雨	192.5	55.0 (28日)	多摩川上流出張所で総雨量 196 mmを観測。 床下浸水1件、落雷による火災警報器の誤 作動が1件発生。
2016年(平成28年) 8月22日	台風第 9号	264.5	107.5	午前5時から午後6時までの総雨量は市が 設置している雨量計で250mmを観測。公園 内での倒木5件、冠水した立体交差道路で 自動車が2台水没。
2018年(平成30年) 9月30日~10月1日	台風第 24号	104.0	20.0 (10月 1日)	八王子市では、島しょ部を除く東京都内で 観測史上2番目の強さとなる、最大瞬間風 速45.6m/sを観測。市内では人的被害はな かったものの、倒木や看板等の飛散が多数 発生。
2019年(令和元年) 10月12日	台風第 19号	384.5	40.5	12日15時30分、南田園地区、北田園地区 全域の3,493世帯、6,814人に避難指示を発 令。最大1,571人の市民が避難所へ避難。 公園等の冠水被害が発生。

出典：福生市地域防災計画(令和5年度修正)、気象庁アメダス青梅観測所のデータ

8 想定される災害

(1) 地震災害の想定

令和4年5月に東京都防災会議において決定された「首都直下地震等による東京の被害想定」により想定されている「都心南部直下地震」、「多摩東部直下地震」、「都心東部直下地震」、「都心西部直下地震」、「多摩西部直下地震」、「大正関東地震」、「立川断層帯地震」及び「南海トラフ巨大地震」の計8つの地震を本市の想定地震とする。

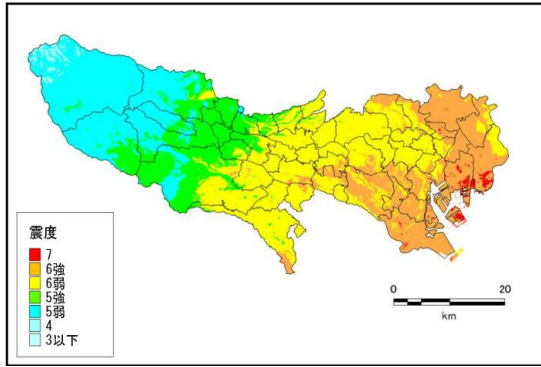
今後30年以内での相模トラフ沿いのプレートの沈み込みに伴うM7程度の地震の発生確率は70%程度（地震調査研究推進本部）であり、立川断層帯の今後30年以内の地震発生確率は0.5%から2.0%程度（文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価）とされているが、発生した場合、多摩地域に大きな影響を与えるため選定する。

福生市に大きな影響を及ぼす地震

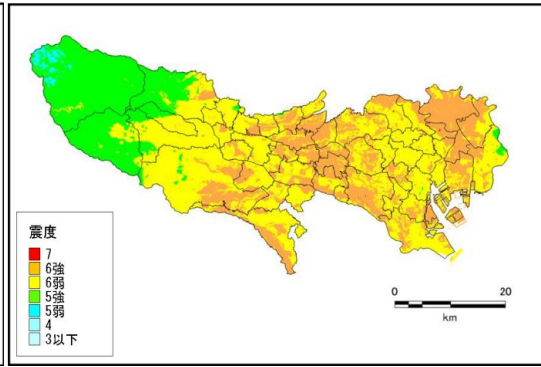
地震名	規模	福生市の震度	備考
都心南部直下地震	M7.3	5強、6弱	被害が大きく首都中枢機能への影響や、新幹線や空港等の交通網の被害、木造住宅密集地帯の火災延焼の観点から選定。
多摩東部直下地震	M7.3	6弱、6強	震度6強の強い揺れが分布。
都心東部直下地震	M7.3	5強、6弱	都内どこでも起こりうるプレート内地震。
都心西部直下地震	M7.3	5強、6弱	都内どこでも起こりうるプレート内地震。
多摩西部直下地震	M7.3	6弱、6強	都内どこでも起こりうるプレート内地震。震度6強の強い揺れが分布。
立川断層帯地震	M7.4	6弱、6強、7	被害が発生する震度6弱以上の地域が概ね市部のみに限定されている。
大正関東地震	M8クラス	5強、6弱	内閣府は、相模トラフ沿いのM8クラスの地震に関しては大正関東地震タイプを長期的な防災・減災対策の対象として考慮することが妥当としているため、選定（首都直下地震モデル検討会）。
南海トラフ巨大地震	M9クラス	5弱、5強	発生頻度は極めて低いものの、M9クラスの巨大地震の中でも最大級。

出典：首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年）

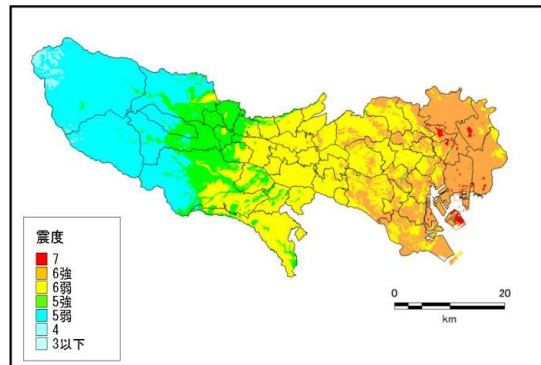
福生市で想定される各地震の想定震度



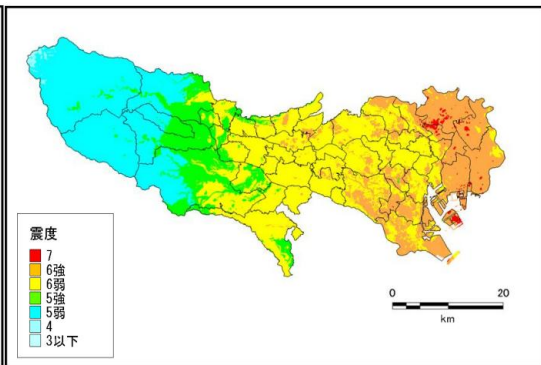
都心南部直下地震



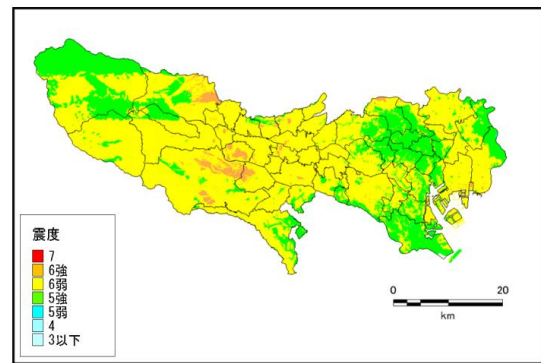
多摩東部直下地震



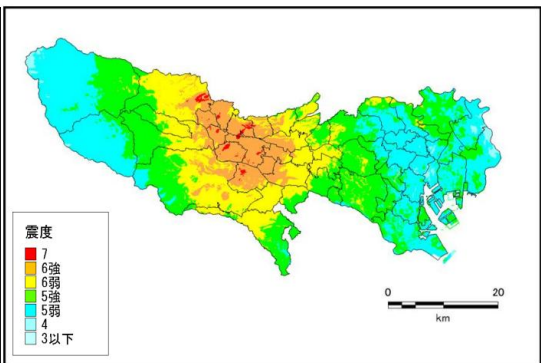
都心東部直下地震



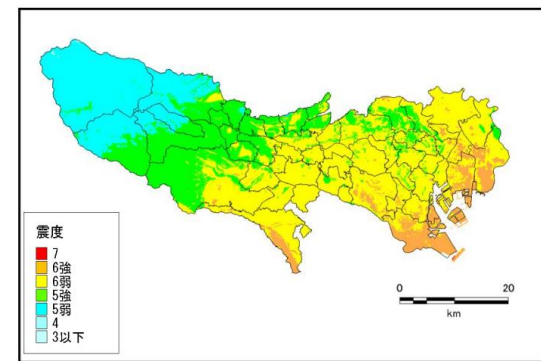
都心西部直下地震



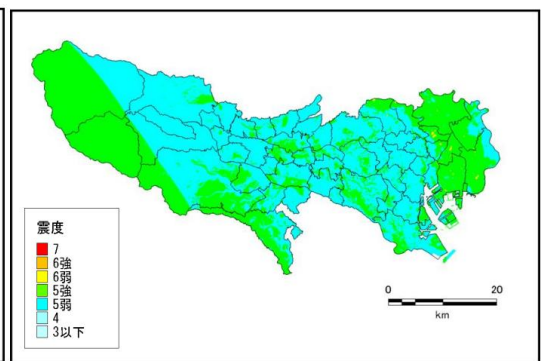
多摩西部直下地震



立川断層帯地震



大正関東地震



南海トラフ巨大地震

出典：首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年）

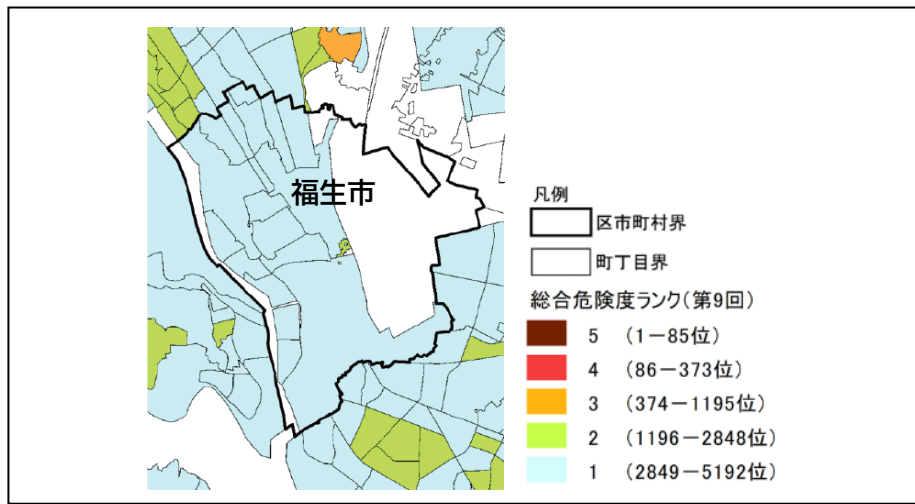
令和4年9月に東京都都市整備局が公表した「地震に関する地域危険度測定調査報告書（第9回）」での本市における町丁目単位ごとの被害予測のランクは、次のとおりとなっている。なお、予測ランクは5が最も危険度が高く、1が最も危険度が低いとしている。

「建物倒壊危険度」：ランク2が2町丁目、ランク1が17町丁目

「火災危険度」：ランク2が3町丁目、ランク1が16町丁目

「総合危険度」：ランク2が2町丁目、ランク1が17町丁目

福生市の総合危険度ランク図



出典：地震に関する地域危険度測定調査報告書（第9回）

福生市の地域危険度一覧表

No.	町丁目名	地盤分類	建物倒壊危険度			火災危険度			災害時活動困難係数	総合危険度		
			危険量(棟/ha)	順位	ランク	危険量(棟/ha)	順位	ランク		危険量(棟/ha)	順位	ランク
1	牛浜	台地1	0.96	3408	1	0.05	3190	1	0.10	0.10	4014	1
2	加美平1丁目	台地1	0.83	3669	1	0.04	3225	1	0.06	0.05	4501	1
3	加美平2丁目	台地1	0.83	3678	1	0.02	3753	1	0.06	0.05	4494	1
4	加美平3丁目	台地1	1.01	3297	1	0.06	2889	1	0.08	0.08	4235	1
5	加美平4丁目	台地1	0.11	4929	1	0.00	4871	1	0.09	0.01	5012	1
6	北田園1丁目	沖積低地1	0.46	4345	1	0.03	3681	1	0.07	0.03	4713	1
7	北田園2丁目	沖積低地1	0.55	4202	1	0.02	3941	1	0.08	0.05	4557	1
8	大字熊川	台地1	0.79	3763	1	0.06	2977	1	0.16	0.13	3726	1
9	志茂	台地1	1.08	3137	1	0.06	2969	1	0.09	0.10	4012	1
10	大字福生	台地1	1.04	3224	1	0.11	2380	2	0.16	0.18	3282	1
11	本町	台地1	0.95	3427	1	0.02	3702	1	0.09	0.09	4141	1
12	南田園1丁目	沖積低地1	0.92	3482	1	0.04	3366	1	0.12	0.12	3886	1
13	南田園2丁目	沖積低地1	0.77	3790	1	0.04	3269	1	0.12	0.10	4049	1
14	南田園3丁目	沖積低地1	0.57	4174	1	0.02	3846	1	0.10	0.06	4449	1
15	武蔵野台1丁目	台地1	0.73	3869	1	0.04	3251	1	0.07	0.05	4478	1
16	武蔵野台2丁目	台地1	0.98	3341	1	0.08	2707	2	0.09	0.10	4068	1
17	東町	台地1	0.69	3953	1	0.01	4070	1	0.09	0.07	4394	1
18	大字熊川二宮	台地1	2.90	1221	2	0.01	4233	1	0.19	0.54	1332	2
19	大字福生二宮	台地1	1.91	1870	2	0.32	1364	2	0.21	0.47	1587	2

出典：地震に関する地域危険度測定調査報告書（第9回）

(2) 風水害の想定

本市では、数十から数百年に一度の豪雨に見舞われた場合には、現行の治水対策でも十分とはいええず、洪水となることも考えられる。内水氾濫についても、近年の豪雨の頻発化や、都市化による雨水浸透率の低下もあり、低地部を中心に台地部の凹地においても、浸水被害となる場合がある。また、段丘崖のかけ崩れのおそれがあり、過去にも拝島段丘崖で崩壊が記録されている。

なお、本市における風水害による被害予測は、避難対象となる人口・世帯数が10,681人、5,383世帯と予想されている。

項目	被害	備考
避難人口・世帯数	10,681人	避難対象の区域は、浸水想定区域を基に地形等を考慮して周辺の外側に一定のバッファゾーンを設定している。
	5,383世帯	
がれき発生量	44,584トン	浸水想定区域外への流出がないものとして想定する。

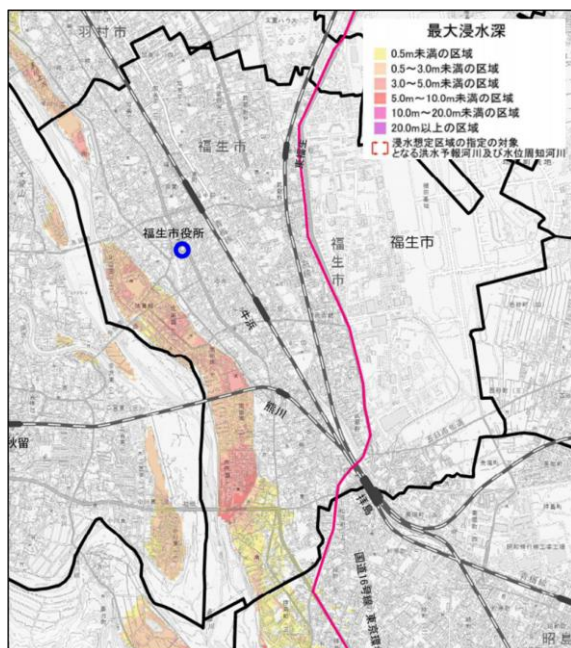
出典：福生市地域防災計画（令和5年度修正）

ア 水害の危険

本市には多摩川が流れており、多摩川の「洪水浸水想定区域図」によると、拝島段丘崖下の多摩川低地部において、広い範囲で浸水被害が想定されており、南田園一丁目付近では最大5mから10m未満の浸水高、72時間の洪水継続時間が想定されている。また、本市では10か所が「重要水防箇所」（令和5年）として指定されている。

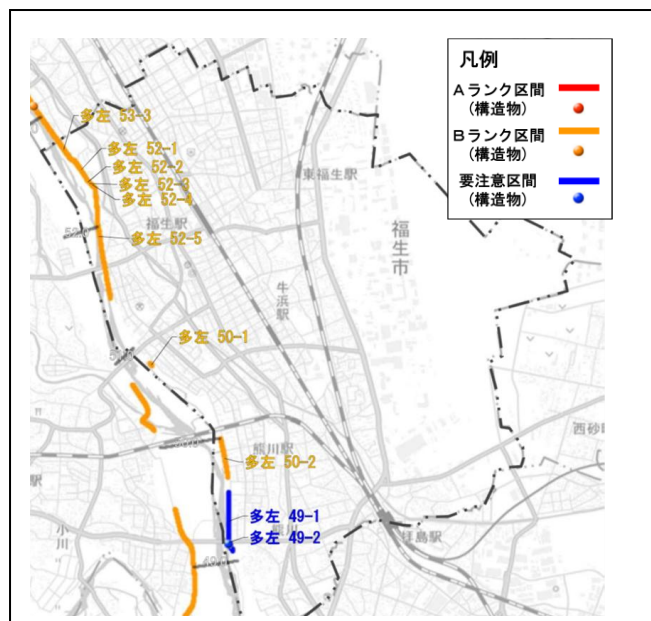
平成30年7月豪雨をはじめとする、未曾有の水害も相次いで発生しており、より一層の対策が必要となってきた。

洪水浸水想定区域図（多摩川）



出典：国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所
（平成28年）

重要水防箇所図（多摩川）



出典：福生市地域防災計画（令和5年度修正）

多摩川重要水防箇所

対象番号		種別	階級	杆抗位置
多左	53-3	水衝洗掘	B	53.0k +100m 52.4k + 100m
多左	52-1	堤体漏水 水衝洗掘	B B	52.4k +100m 52.2k +187m
多左	52-2	堤体漏水 水衝洗掘 旧川跡	B B 要注	52.2k +187m 52.2k +130m
多左	52-3	堤体漏水 旧川跡	B 要注	52.2k +130m 52.2k +125m
多左	52-4	堤体漏水	B	52.2k +125m 52.2k +100m
多左	52-5	水衝洗掘	B	52.2k + 80m 51.4k + 0m
多左	50-1	(重点) 水衝洗掘	B	50.8k + 31m 50.8k + 0m
多左	50-2	水衝洗掘	B	50.0k + 0m 49.6k + 90m
多左	49-1	旧川跡	要注	49.4k +175m 49.0k +114m
多左	49-2	陸間	要注	49.2k + 0m

出典：福生市地域防災計画（令和5年度修正）

イ 土砂災害

市域には、拝島段丘崖沿いに17か所の「土砂災害警戒区域」、そのうち14か所に「土砂災害特別警戒区域」が指定されている。いずれも急傾斜地の崩壊（かけ崩れ）が想定され、本市は、関係機関と連携してこれらの箇所において、崩壊による被害の発生防止や予防措置を講じている。

「土砂災害警戒区域」指定区域

No.	町会・自治会名	所在地	自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の有無	区域番号
1	熊川住宅、南	福生市熊川	急傾斜地の崩壊	有	218001-K001
2	南	福生市熊川	急傾斜地の崩壊	有	218001-K002
3	南	福生市熊川、南田園一丁目	急傾斜地の崩壊	有	218001-K003
4	南田園一丁目、内出、鍋ヶ谷戸第一	福生市熊川、南田園一丁目	急傾斜地の崩壊	有	218001-K004
5	鍋ヶ谷戸第一、南田園一丁目、南田園二丁目	福生市熊川、南田園一丁目、南田園二丁目	急傾斜地の崩壊	有	218001-K005
6	鍋ヶ谷戸第一、鍋ヶ谷戸第二、南田園二丁目	福生市熊川、南田園二丁目	急傾斜地の崩壊	有	218001-K006
7	鍋ヶ谷戸第二、南田園二丁目	福生市熊川、南田園二丁目	急傾斜地の崩壊	有	218001-K007
8	熊川牛浜、南田園三丁目	福生市熊川、南田園三丁目	急傾斜地の崩壊	有	218001-K008
9	牛浜第一、志茂第一	福生市牛浜、北田園一丁目	急傾斜地の崩壊	有	218001-K009
10	牛浜第一、志茂第一	福生市福生、牛浜、北田園一丁目	急傾斜地の崩壊	有	218001-K010
11	加美	福生市福生	急傾斜地の崩壊	有	218001-K011
12	加美	福生市福生	急傾斜地の崩壊	有	218001-K012
13	加美	福生市福生	急傾斜地の崩壊	有	218001-K013
14	加美	福生市福生	急傾斜地の崩壊	無	218001-K014
15	加美	福生市福生	急傾斜地の崩壊	無	218001-K015
16	加美	福生市福生	急傾斜地の崩壊	有	218001-K016
17	加美	福生市福生	急傾斜地の崩壊	無	218001-K017

出典：福生市地域防災計画（令和5年度修正）

第3 計画の目標

1 基本目標

本計画では、国・都計画との調和を図り、以下の4項目を基本目標とする。

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

2 事前に備えるべき目標

大規模地震及び風水害の発生を想定し、基本目標を具体化した以下の6つの「事前に備えるべき目標」を設定する。

- (1) あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- (2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- (3) 必要不可欠な行政機能を確保する
- (4) 経済活動を機能不全に陥らせない
- (5) 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
- (6) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

第4 ぜい弱性の分析・評価と対応方策

1 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）





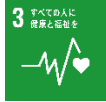












6つの「事前に備えるべき目標」を達成するため、本市の実情に応じて、29の「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を次のとおり設定する。

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
(1)	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域的な市街地等の浸水や防災インフラの損壊・機能不全等による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模な土砂災害（土砂・洪水氾濫など）等による多数の死傷者の発生
		1-5	火山噴火（主に富士山噴火に伴う降灰）による多数の被害の発生
(2)	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
		2-6	大規模な自然災害と感染症との同時発生
(3)	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
(4)	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力低下・経営執行力低下による地域経済、サプライチェーンの停滞や維持への甚大な影響
		4-2	重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
		4-3	食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響
		4-4	農地・森林や生態系等の被害に伴う地域の荒廃・多面的機能の低下
(5)	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
		5-3	都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
		5-4	上水道施設等の長期間にわたる供給停止
		5-5	下水道施設等の長期間にわたる機能停止
		5-6	交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
(6)	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
		6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
		6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
		6-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響

■事前に備えるべき目標と持続可能な開発目標（SDGs）の関係

本市の地域計画において設定した事前に備えるべき目標に対応する持続可能な開発目標（SDGs）は次のとおりである。

事前に備えるべき目標		関連する持続可能な開発目標（SDGs）				
(1)	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ					
(2)	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ					
(3)	必要不可欠な行政機能を確保する					
(4)	経済活動を機能不全に陥らせない					
(5)	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる					
(6)	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する					

2 施策分野

国・都計画で設定された施策分野を参考とし、本市の強靱化に関する施策分野を次のとおり設定する。

- | | |
|----------------|--------------|
| (A) 経済・産業 | (E) 教育・文化 |
| (B) まちづくり | (F) 健康・医療・福祉 |
| (C) 防災・防犯・交通安全 | (G) 行財政・情報通信 |
| (D) 環境 | |

施策分野と総合計画施策分野の関係性を下表に示す。

福生市国土強靱化地域計画 施策分野	福生市総合計画（第5期）後期基本計画 施策分野	
(A) 経済・産業	大綱1 生み出す	1 地域産業の活力を生み出す 2 人の流れ・にぎわいを生み出す
(B) まちづくり	大綱1 生み出す	3 利便性の高い都市機能を生み出す 5 快適な生活環境を守る
(C) 防災・防犯・交通安全	大綱2 守る	6 安全・安心な生活を守る 7 基地があるまちでの生活を守る
(D) 環境	大綱2 守る	4 未来につながる環境を守る 5 快適な生活環境を守る 8 誇れる歴史・文化を守る
(E) 教育・文化	大綱2 守る	8 誇れる歴史・文化を守る
	大綱3 育てる	10 未来を担う子どもを育てる 11 自分らしくいられる居場所をつくる 12 地域ぐるみで人を育てる
	大綱5 つなぐ	20 地域づくり活動をつなぐ 21 多様性を認め合う
(F) 健康・医療・福祉	大綱3 育てる	9 安心して子どもを産み育てる環境をつくる
	大綱4 豊かにする	13 高齢期の生活を豊かにする 14 障害者(児)の生活を豊かにする 15 地域の連携により安定した生活を支える 16 健やかで豊かなくらしを支える
(G) 行財政・情報通信	大綱5 つなぐ	17 人と地域をつなぐ 18 市民に信頼される行政運営を進める 19 持続可能な財政と行政組織を未来につなぐ

3 リスクシナリオと施策分野の関連

リスクシナリオと対応する強靱化施策分野についての関連を下表に示す。

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	強靱化施策分野								
			(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)		
(1)	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生		○			○	○		
		1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生		○	○		○	○		
		1-3	突発的又は広域的な市街地等の浸水や防災インフラの損壊・機能不全等による多数の死傷者の発生		○			○	○		
		1-4	大規模な土砂災害（土砂・洪水氾濫など）等による多数の死傷者の発生		○	○		○	○		
		1-5	火山噴火（主に富士山噴火に伴う降灰）による多数の被害の発生			○		○			
(2)	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足			○				○	
		2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺							○	
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生					○	○		
		2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止		○	○	○		○		
		2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱			○					
		2-6	大規模な自然災害と感染症との同時発生							○	
(3)	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱			○					
		3-2	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下							○	
(4)	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力低下・経営執行力低下による地域経済、サプライチェーンの停滞や維持への甚大な影響	○		○					
		4-2	重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出	○	○		○				
		4-3	食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響			○					
		4-4	農地・森林や生態系等の被害に伴う地域の荒廃・多面的機能の低下	○							
(5)	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態		○	○				○	○
		5-2	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止	○	○		○				
		5-3	都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止	○		○	○				
		5-4	上水道施設等の長期間にわたる供給停止	○	○				○		
		5-5	下水道施設等の長期間にわたる機能停止		○				○		
		5-6	交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	○	○	○					
(6)	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態		○	○					
		6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態						○	○	
		6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態				○				
		6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態		○					○	
		6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失		○	○		○			
		6-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響	○							○

4 ぜい弱性の評価

「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を回避するため、現在実施している施策の進捗状況を把握し、現状を改善するために何が課題であり、今後、どのような施策を導入すべきかについて分析・整理した。

ぜい弱性の分析・評価の結果におけるポイントを次に示す。

(1) ハード対策とソフト対策の適切な組合せ

ハード整備に依存した防災対策では限界があることから、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、施策を推進していく必要がある。

(2) 多様な主体との連携

本市の国土強靱化に係る施策を効果的に実施するためには、国、都、民間事業者等の多様な主体との情報共有や連携を強化する必要がある。

5 ぜい弱性の評価と対応方策

本市における 29 の「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」に対するぜい弱性の分析・評価の結果と対応方策を次ページより示す。

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
(1) ぜい弱性の分析・評価
<p>○福生駅西口地区は、土地利用（低未利用地）、都市基盤（歩行区間狭小・歩車道交差）、防災（建物老朽化・防災機能不足）、歩行者環境（区域分断）等の課題があるため、計画的な都市整備を進める必要がある。</p> <p>○災害や火災に強いまちづくりに向け、土地区画整理事業や都市防災総合推進事業、公営住宅等整備事業、住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路等整備事業等を推進する必要がある。</p> <p>○災害時の建築物の倒壊・大規模火災の発生が予想される被害想定区域について、対策を講じる必要がある。</p>
(2) 対応方策
<p>① 計画的な都市整備の推進 B まちづくり (まちづくり計画課/公共施設マネジメント課)</p> <p>○地区計画・市街地再開発事業等の都市計画手法の活用により、良好な市街地の形成を推進する。</p> <p>○交通広場の再整備による交通結節点としての機能向上にあわせて、敷地の共同化や土地の高度利用、多様な都市機能の導入により、円滑な交通ネットワークの形成、安心安全かつ回遊性の高い歩行者ネットワークの形成、地域の防災性向上を図るとともに、福生の顔としてふさわしい魅力的な複合市街地の形成を目指す。</p> <p>○災害や火災に強いまちづくりに向け、土地区画整理事業や都市防災総合推進事業、公営住宅等整備事業、住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、優良住宅取得推進事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路等整備事業等を推進する。</p> <p>② 適正な土地利用の推進 B まちづくり (まちづくり計画課)</p> <p>○一定の居住が見込まれる災害危険箇所が存在が懸念されており、居住維持のためにハード・ソフト両面から対策を「立地適正化計画」を基に実施する。</p>

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
(1) ぜい弱性の分析・評価
<p>○市内に建築されている住宅のうち、新耐震基準施行前に建築された住宅は7,671戸（令和3年度）であり、そのうち、耐震性が不十分と判断される住宅が3,785戸（令和3年度）存在すると見込まれる。これらの住宅が倒壊し、居住者の人命や財産が被害に遭うおそれがあるため、耐震化を促進する必要がある。</p> <p>○地域の治安悪化や、災害時の倒壊・火災が危ぶまれる空家等の問題に対し、対策を促進する必要がある。</p> <p>○災害時に市民の避難スペース等の防災用地となり得る生産緑地や公園緑地の維持管理及び防災機能の向上を図る必要がある。</p>
(2) 対応方策
<p>③ 住宅・建築物の耐震化 B まちづくり （まちづくり計画課）</p> <p>○「福生市耐震改修促進計画」に基づき、木造住宅の耐震診断及び耐震改修を促進する。</p> <p>④ 空家等対策の推進 B まちづくり （まちづくり計画課）</p> <p>○空家等に関する対応方針や施策を体系化した「福生市空家等対策計画」に基づき、危険空家等への対策を促進する。</p> <p>⑤ 緑地・オープンスペースの確保 B まちづくり （シティセールス推進課/環境政策課/まちづくり計画課）</p> <p>○樹林地が持つ雨水流出抑制機能や、生産緑地の雨水貯留・地下浸透機能、避難所としての防災機能を考慮し、樹林地や生産緑地、農地の保全を行う。 （環境政策課）</p> <p>○公園緑地において、避難場所、各種災害応急活動の円滑な実施を図るため、適切な維持管理を行う。</p>

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

(1) ぜい弱性の分析・評価

- 大規模地震により、道路法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変容や破壊等が発生するおそれがあるため、平時から機能の調査と必要な対策を講じる必要がある。
- 災害により一般橋りょうや横断歩道橋等が落橋するおそれがあることから、平時から適切な維持管理を実施する必要がある。
- 災害時の停電及び電柱の倒壊等により交通、通信インフラが寸断するおそれがあることから、市内路線における無電柱化をより一層推進する必要がある。

(2) 対応方策

⑥ 道路の防災対策 B まちづくり

(道路下水道課)

- 道路の補修などの整備を進めるとともに、道路法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変容や破壊等の危険性を調査し、必要な対策を講じる。

⑦ 道路橋りょうの適切な管理 B まちづくり

(道路下水道課)

- 一般橋りょう、横断歩道橋等について、定期的に点検を実施し、適切な維持管理を行うとともに、危険箇所には必要な対策を講じる

⑧ 無電柱化対策 B まちづくり

(まちづくり計画課/道路下水道課)

- 安全で利便性の高い歩行空間の確保や都市景観の向上、災害時の停電及び電柱の倒壊等に伴う交通、通信インフラの寸断の防止等の観点から、無電柱化推進計画に基づいて無電柱化を進める。
- 災害時の停電及び電柱の倒壊等に伴う交通、通信インフラの寸断を防止するためにも、市内路線における無電柱化をより一層推進する。

⑨ 予防保全によるインフラメンテナンス B まちづくり

(道路下水道課)

- 定期点検等により確認された修繕が必要な道路施設(橋りょう・トンネル・道路附属物・舗装等)の対策や道路陥没等による事故を未然に防ぐための調査や対策等を集中的に実施する。

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
(1) ぜい弱性の分析・評価
<ul style="list-style-type: none">○一人では適切な判断ができない児童・生徒が、防災教育の不足が原因で災害時に命を落とす事態が発生するおそれがあるため、防災教育・学習の充実を図る必要がある。○小学校が7校、中学校が3校あり、いずれの学校も建設後50年以上経過しているため、計画的な老朽化対策を実施する必要がある。○児童福祉施設における耐震化や防災設備の整備を促進するとともに、防災訓練を通じて避難誘導体制を構築するなど、災害対応力の向上を図る必要がある。
(2) 対応方策
⑩ 防災教育・学習の充実 E 教育・文化 (教育指導課) <ul style="list-style-type: none">○国土交通省の防災学習ポータルサイトや東京都教育委員会の安全教育・防災教育ポータルサイト等の情報を全児童・生徒一人1台端末へ配信し、「防災ノート～災害と安全～」や「安全教育プログラム」等を活用して、児童・生徒に対する防災教育の実施を行う。また、様々な場面を想定した実効性のある避難訓練や、地域の合同防災訓練への参加など、防災教育の充実を図る。
⑪ 教育施設における防災機能向上 E 教育・文化 (公共施設マネジメント課/教育総務課) <ul style="list-style-type: none">○市内小中学校は、公共施設等総合管理計画に基づいた「福生市個別施設計画」及び「福生市施設保全・改修計画」を通して、計画的な老朽化対策を実施する。
⑫ 児童福祉施設における防災機能の整備 E 教育・文化 (子ども政策課/子ども育成課) <ul style="list-style-type: none">○対象施設における避難確保計画の策定や避難訓練の実施に加え、消防計画及び非常災害対策計画の策定・定期的な見直しを実施することを推進する。○市内児童福祉施設の安全確保及び事故の未然防止を図るため、施設の点検・診断等を適切に実施し、災害発生時においてもその機能を十分発揮できるよう、引き続き耐震対策及び老朽化対策を実施することを推進する。○施設内における被災の防止及び事業の継続・早期復旧のため、非常用自家発電設備の配備や水害対策強化をはじめとした耐災害性強化対策を推進する。

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
(1) ぜい弱性の分析・評価
<p>○自力で避難できない避難行動要支援者が災害時に命を落とす事態が発生するおそれがあるため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成と併せて、地域住民やボランティアを含めた避難支援体制を構築する必要がある。</p> <p>○社会福祉施設の防災機能の向上を図るため、ハード・ソフト両面での防災対策を促進するとともに、災害時の要配慮者の一時受入れに関する協定等の締結を推進する必要がある。</p> <p>○令和2年時点で公共建築物（無人のひふみ倉庫を除く）の耐震化率は100%であるが今後も適切な維持管理を実施する必要がある。</p>
(2) 対応方策
<p>⑬ 要配慮者避難対策の推進(避難支援体制の整備、関係機関との連携など)</p> <p>F 健康・医療・福祉</p> <p>(防災危機管理課/社会福祉課/障害福祉課/介護福祉課)</p> <p>○個人情報保護に留意しながら自主防災組織、関係機関・団体と避難行動要支援者名簿を平時から共有し、発災時に安否確認や避難誘導を円滑に行える体制を地域ぐるみで構築する。</p> <p>○避難行動要支援者を把握し、個別避難計画を作成する。</p> <p>(障害福祉課/介護福祉課)</p> <p>○社会福祉施設の入居者の避難に当たって、施設職員だけでは不十分であるため、地域住民やボランティア組織の協力を得る応援協定の締結など、必要な体制づくりに対して支援する。</p> <p>⑭ 社会福祉施設等の改修整備及び連携体制の構築 F 健康・医療・福祉</p> <p>(障害福祉課/介護福祉課)</p> <p>○施設の安全性を確保するため、老朽化に伴う改修整備について支援する。</p> <p>○防災設備の整備を促進するとともに、円滑に消火や避難等が行えるように、施設ごとに定期的に防災訓練を実施し、災害対応力の向上を図る。</p> <p>⑮ 公共建築物の計画的な管理 B まちづくり</p> <p>(公共施設マネジメント課)</p> <p>○公共建築物は、防災上重要な役割を担っていることから、老朽化に対応するため、計画的に維持修繕、改修工事を行う。また、施設の長寿命化を図るとともに、必要に応じて施設の統廃合などの検討を行い、適正な配置に努める。</p>

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

(1) ぜい弱性の分析・評価

- 福生駅西口地区は、土地利用（低未利用地）、都市基盤（歩行区間狭小・歩車道交差）、防災（建物老朽化・防災機能不足）、歩行者環境（区域分断）等の課題があるため、計画的な都市整備を進める必要がある。
- 災害や火災に強いまちづくりに向け、土地区画整理事業や都市防災総合推進事業、公営住宅等整備事業、住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路等整備事業等を推進する必要がある。
- 災害時の建築物の倒壊・大規模火災の発生が予想される被害想定区域について、対策を講じる必要がある。

(2) 対応方策

- ① 計画的な都市整備の推進【再掲】 **B まちづくり**
(まちづくり計画課/公共施設マネジメント課)
 - 地区計画・市街地再開発事業等の都市計画手法の活用により、良好な市街地の形成を推進する。
 - 交通広場の再整備による交通結節点としての機能向上にあわせて、敷地の共同化や土地の高度利用、多様な都市機能の導入により、円滑な交通ネットワークの形成、安心安全かつ回遊性の高い歩行者ネットワークの形成、地域の防災性向上を図るとともに、福生の顔としてふさわしい魅力的な複合市街地の形成を目指す。
 - 災害や火災に強いまちづくりに向け、土地区画整理事業や都市防災総合推進事業、公営住宅等整備事業、住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路等整備事業等を推進する。
- ② 適正な土地利用の推進【再掲】 **B まちづくり**
(まちづくり計画課)
 - 一定の居住が見込まれる災害危険箇所が存在が懸念されており、居住維持のためにハード・ソフト両面から対策を「立地適正化計画」を基に実施する。

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

(1) ぜい弱性の分析・評価

- 地域の治安悪化や、災害時の倒壊・火災が危ぶまれる空家等の問題に対し、対策を促進する必要がある。
- 地域を跨いだ大規模火災の発生を防ぐため、公園・緑地等のオープンスペースの確保及び適切な維持管理を行う必要がある。
- 震災による同時多発火災発生時に十分な消防用水を確保できるよう、平時から震災時消防水利の維持・整備を実施する必要がある。
- 自主防災組織や消防団の高齢化が進んでおり、平時から市民の安心・安全を守るという重要な役割を担う人材が不足する可能性があり対策が必要である。

(2) 対応方策

③ 空家等対策の推進【再掲】 B まちづくり

(まちづくり計画課)

- 空家等に関する対応方針や施策を体系化した「空家等対策計画」に基づき、危険空家等への対策を促進する。

④ 延焼遮断効果の向上 B まちづくり

(シティセールス推進課/環境政策課/まちづくり計画課)

- 火災による延焼防止を図るため、公園・緑地等のオープンスペースの確保及び適切な維持管理を行うとともに、工場等の大規模施設の周辺緑地、生産緑地、林地の保全に努め、延焼遮断効果の向上を図る。

⑤ 防災機能の整備（消防車両や資機材等の更新・整備） C 防災・防犯・交通安全

(防災危機管理課)

- 震災時の同時多発火災に対処するため、消火栓や耐震性防火貯水槽等を拡充するとともに、雨水貯留槽の水利への活用を推進するほか、河川・用水（分水）等への集水ピットの整備検討など、地区の実情に合わせて消防水利の確保を図る。

⑥ 消防人材の強化（消防団員の確保・育成） C 防災・防犯・交通安全

(防災危機管理課)

- 消防機関等と連携し、青年層等の消防団活動への積極的な参加の促進、事業所の従業員に対する入団促進、教育訓練などによって、組織の強化に努める。

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

(1) ぜい弱性の分析・評価

- 一人では適切な判断ができない児童・生徒が、防災教育の不足が原因で災害時に命を落とす事態が発生するおそれがあるため、防災教育・学習の充実を図る必要がある。
- 自力で避難できない避難行動要支援者が災害時に命を落とす事態が発生するおそれがあるため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成と併せて、地域住民やボランティアを含めた避難支援体制を構築する必要がある。
- 令和2年時点で公共建築物（無人のひふみ倉庫を除く）の耐震化率は100%であるが今後も適切な維持管理を実施する必要がある。

(2) 対応方策

⑦ 防災教育・学習の充実【再掲】 E 教育・文化

(教育指導課)

- 国土交通省の防災学習ポータルサイトや東京都教育委員会の安全教育・防災教育ポータルサイト等の情報を全児童・生徒一人1台端末へ配信し、「防災ノート～災害と安全～」や「安全教育プログラム」等を活用して、児童・生徒に対する防災教育の実施を行う。また、様々な場面を想定した実効性のある避難訓練や、地域の合同防災訓練への参加など、防災教育の充実を図る。

⑧ 要配慮者避難対策の推進(避難支援体制の整備、関係機関との連携など)【再掲】

F 健康・医療・福祉

(防災危機管理課/社会福祉課/障害福祉課/介護福祉課)

- 個人情報保護に留意しながら自主防災組織、関係機関・団体と避難行動要支援者名簿を平時から共有し、発災時に安否確認や避難誘導を円滑に行える体制を地域ぐるみで構築する。
- 避難行動要支援者を把握し、個別避難計画を作成する。

(障害福祉課/介護福祉課)

- 社会福祉施設の入居者の避難に当たって、施設職員だけでは不十分であるため、地域住民やボランティア組織の協力を得る応援協定の締結など、必要な体制づくりに対して支援する。

⑨ 公共建築物の計画的な管理【再掲】 B まちづくり

(公共施設マネジメント課)

- 公共建築物は、防災上重要な役割を担っていることから、老朽化に対応するため、計画的に維持修繕、改修工事を行う。また、施設の長寿命化を図るとともに、必要に応じて施設の統廃合などの検討を行い、適正な配置に努める。

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-3 突発的又は広域的な市街地等の浸水や防災インフラの損壊・機能不全等による多数の死傷者の発生
(1) ぜい弱性の分析・評価
<p>○災害時の建築物の倒壊・大規模火災の発生が予想される被害想定区域について、対策を講じる必要がある。</p> <p>○多摩川の氾濫による浸水害の防止のため、河川管理施設の点検・整備を平時から実施する必要がある。</p> <p>○雨水排水の管きょや雨水貯留・浸透槽の能力限界による内水氾濫を防止する必要がある。</p>
(2) 対応方策
<p>① 適正な土地利用の推進【再掲】 B まちづくり (まちづくり計画課)</p> <p>○一定の居住が見込まれる災害危険箇所の存在が懸念されており、居住維持のためにハード・ソフト両面から対策を「立地適正化計画」を基に実施する。</p> <p>② 河川の整備 B まちづくり (まちづくり計画課/道路下水道課)</p> <p>○多摩川の氾濫防止と治水機能維持のため、国及び関係機関と連携しながら、河川管理施設の点検・整備を行うとともに、堤防の法面等の巡視・点検を実施する。</p> <p>③ 浸水対策の推進 B まちづくり (道路下水道課)</p> <p>○降雨による浸水被害を防止するため、雨水を排水する管きょ能力の向上、河川への集中的な流出を抑制するため雨水貯留・浸透方式の改善を推進するとともに、道路排水等において雨水浸透槽の予防保全型維持管理を図る。</p> <p>○用排水路の改修整備事業の実施を図るとともに、平常時から危険箇所の把握に努める。</p> <p>○福生市雨水浸透施設設置助成金交付要綱及び福生市雨水貯留槽設置助成交付要綱による雨水浸透施設、雨水貯留槽の設置促進を図る。</p>

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-3 突発的又は広域的な市街地等の浸水や防災インフラの損壊・機能不全等による多数の死傷者の発生
(1) ぜい弱性の分析・評価
<p>○一人では適切な判断ができない児童・生徒が、防災教育の不足が原因で災害時に命を落とす事態が発生するおそれがあるため、防災教育・学習の充実を図る必要がある。</p> <p>○自力で避難できない避難行動要支援者が災害時に命を落とす事態が発生するおそれがあるため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成と併せて、地域住民やボランティアを含めた避難支援体制を構築する必要がある。</p>
(2) 対応方策
<p>④ 防災教育・学習の充実【再掲】 E 教育・文化 (教育指導課)</p> <p>○国土交通省の防災学習ポータルサイトや東京都教育委員会の安全教育・防災教育ポータルサイト等の情報を全児童・生徒一人1台端末へ配信し、「防災ノート～災害と安全～」や「安全教育プログラム」等を活用して、児童・生徒に対する防災教育の実施を行う。また、様々な場面を想定した実効性のある避難訓練や、地域の合同防災訓練への参加など、防災教育の充実を図る。</p> <p>⑤ 要配慮者避難対策の推進(避難支援体制の整備、関係機関との連携など)【再掲】 F 健康・医療・福祉 (防災危機管理課/社会福祉課/障害福祉課/介護福祉課)</p> <p>○個人情報保護に留意しながら自主防災組織、関係機関・団体と避難行動要支援者名簿を平時から共有し、発災時に安否確認や避難誘導を円滑に行える体制を地域ぐるみで構築する。</p> <p>○避難行動要支援者を把握し、個別避難計画を作成する。 (障害福祉課/介護福祉課)</p> <p>○社会福祉施設の入居者の避難に当たって、施設職員だけでは不十分であるため、地域住民やボランティア組織の協力を得る応援協定の締結など、必要な体制づくりに対して支援する。</p>

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-4 大規模な土砂災害（土砂・洪水氾濫など）等による多数の死傷者の発生
(1) ぜい弱性の分析・評価
<ul style="list-style-type: none">○災害時の建築物の倒壊・大規模火災の発生が予想される被害想定区域について、対策を講じる必要がある。○警戒区域ごとに、警戒区域内居住者の安全確保のために必要な警戒避難体制を整備する必要がある。○一人では適切な判断ができない児童・生徒が、防災教育の不足が原因で災害時に命を落とす事態が発生するおそれがあるため、防災教育・学習の充実を図る必要がある。
(2) 対応方策
<p>① 適正な土地利用の推進【再掲】 B まちづくり (まちづくり計画課)</p> <ul style="list-style-type: none">○一定の居住が見込まれる災害危険箇所の存在が懸念されており、居住維持のためにハード・ソフト両面から対策を「立地適正化計画」を基に実施する。 <p>② 土砂災害警戒区域の警戒避難体制の整備 C 防災・防犯・交通安全 (防災危機管理課)</p> <ul style="list-style-type: none">○警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集伝達、予警報の収集伝達、避難、救助など、必要な警戒避難体制に関する事項を定めるとともに、ハザードマップ等により住民への周知を図る。○土砂災害警戒区域に在住する市民のうち、希望者に対し、防災行政無線戸別受信機を貸与する「防災行政無線戸別受信機貸与事業」を実施し、円滑な災害情報等の伝達を実施する。 <p>③ 防災教育・学習の充実【再掲】 E 教育・文化 (教育指導課)</p> <ul style="list-style-type: none">○国土交通省の防災学習ポータルサイトや東京都教育委員会の安全教育・防災教育ポータルサイト等の情報を全児童・生徒一人1台端末へ配信し、「防災ノート～災害と安全～」や「安全教育プログラム」等を活用して、児童・生徒に対する防災教育の実施を行う。また、様々な場面を想定した実効性のある避難訓練や、地域の合同防災訓練への参加など、防災教育の充実を図る。

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-4 大規模な土砂災害（土砂・洪水氾濫など）等による多数の死傷者の発生
(1) ぜい弱性の分析・評価
○自力で避難できない避難行動要支援者が災害時に命を落とす事態が発生するおそれがあるため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成と併せて、地域住民やボランティアを含めた避難支援体制を構築する必要がある。
(2) 対応方策
④ 要配慮者避難対策の推進(避難支援体制の整備、関係機関との連携など) 【再掲】 F 健康・医療・福祉 (防災危機管理課/社会福祉課/障害福祉課/介護福祉課) ○個人情報保護に留意しながら自主防災組織、関係機関・団体と避難行動要支援者名簿を平時から共有し、発災時に安否確認や避難誘導を円滑に行える体制を地域ぐるみで構築する。 ○避難行動要支援者を把握し、個別避難計画を作成する。 (障害福祉課/介護福祉課) ○社会福祉施設の入居者の避難に当たって、施設職員だけでは不十分であるため、地域住民やボランティア組織の協力を得る応援協定の締結など、必要な体制づくりに対して支援する。

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-5 火山噴火（主に富士山噴火に伴う降灰）による多数の被害の発生

(1) ぜい弱性の分析・評価

- 富士山が大規模噴火した場合は市内でも2～10cmの降灰が予想され、降灰による健康被害や事故等が懸念されるため、国や都などの関係機関との連携体制や市民への速やかな情報提供ができる体制づくりをする必要がある。
- 降灰時における避難のタイミングや具体的方法など、降灰特有の課題を踏まえた避難計画を具体化する必要がある。
- 火山噴火や避難に関する情報が外国人（横田基地関係者等）に正しく伝わらないおそれがあるため、ねらいを絞った対策をする必要がある。
- 一人では適切な判断ができない児童・生徒が、防災教育の不足が原因で災害時に命を落とす事態が発生するおそれがあるため、防災教育・学習の充実を図る必要がある。

(2) 対応方策

- ① **関係機関との連絡・連携体制の強化** C 防災・防犯・交通安全
(防災危機管理課)
 - 火山対策として、噴火兆候の早期把握に努めるとともに、降灰情報の伝達及び降灰被害発生時における、ライフライン事業者等を含めた関係機関との連絡・連携体制を強化する。
- ② **降灰へのハード対策** C 防災・防犯・交通安全
(防災危機管理課)
 - 除灰に係る資機材等の整備や、火山灰の仮置場候補地の選定といった被害を軽減するための事前の対策を検討する。
- ③ **降灰時の避難計画の具体化** C 防災・防犯・交通安全
(防災危機管理課)
 - 在宅避難を基本としつつ、大量の降灰に伴い、都市機能の回復が長期化する可能性にも留意し、降灰時の住民等の避難行動の基準を設定する。
- ④ **外国人への支援** C 防災・防犯・交通安全
(防災危機管理課)
 - 避難場所案内標識等の外国語標記の推進や、地域の防災訓練に参加する外国人への支援を実施する。
- ⑤ **防災教育・学習の充実【再掲】** E 教育・文化
(教育指導課)
 - 国土交通省の防災学習ポータルサイトや東京都教育委員会の安全教育・防災教育ポータルサイト等の情報を全児童・生徒一人1台端末へ配信し、「防災ノート～災害と安全～」や「安全教育プログラム」等を活用して、児童・生徒に対する防災教育の実施を行う。また、様々な場面を想定した実効性のある避難訓練や、地域の合同防災訓練への参加など、防災教育の充実を図る。

目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、
被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
(1) ぜい弱性の分析・評価
<p>○自主防災組織や消防団の高齢化が進んでおり、平時から市民の安心・安全を守るという重要な役割を担う人材が不足する可能性があり対策が必要である。</p> <p>○警察・消防・自衛隊等の関係機関との連携が不十分の状態で大規模災害時に多数の負傷者が発生した場合、救助活動が間に合わないおそれがあるため、平時から連携体制の整備・強化を図る必要がある。</p>
(2) 対応方策
<p>① 消防人材の強化（消防団員の確保・育成）【再掲】 C 防災・防犯・交通安全 (防災危機管理課)</p> <p>○消防機関等と連携し、青年層等の消防団活動への積極的な参加の促進、事業所の従業員に対する入団促進、教育訓練などによって、組織の強化に努める。</p> <p>② 関係行政機関との連携体制の整備 G 行財政・情報通信 (防災危機管理課)</p> <p>○国や都、関係機関、近隣自治体等との情報共有を図るなど、連携体制の整備・強化を図る。</p>

目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

(1) ぜい弱性の分析・評価

○医療資源の不足・医療機能の被災により災害時に医療機能がまひするおそれがあることから、災害時の医療体制の整備、燃料や資器材の備蓄及び優先提供に関する協定の締結等の取組を、平時から進める必要がある。

(2) 対応方策

① 災害医療体制の充実 F 健康・医療・福祉

(健康課/こども家庭センター課)

- 市内の医療・救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う福生市災害医療コーディネーターの設置や、東京都地域災害医療コーディネーター・市内医療機関及び医療チーム等との情報連絡体制の構築を行うことで、都や近隣自治体、医療関係機関との連携強化を図る。
- 西多摩医師会等との協力強化を通して医療チームの整備を推進し、医療救護所・医療活動拠点の設置が可能な体制の構築を行う。
- 緊急に必要となる医薬品・医療用資器材等について発災から3日分程度の備蓄を推進する。また、西多摩医師会や薬剤師会、卸売販売業者との関連業者との協力によって医薬品・医療用資器材の調達先を確保する。
- 災害発生時の医療機関の被災、ライフラインの稼働状況や患者受入れなどの医療情報を収集・共有するため、市内病院や診療所の広域災害救急医療情報システム（EMIS）への登録を促進する。
- 福生市における医療活動拠点や緊急医療救護所において、非常用発電機の整備や自立・分散型エネルギーの導入等を促進する。

目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

(1) ぜい弱性の分析・評価

- 平時の訓練参加や防災活動を通して避難所運営連絡会等への女性の参加を呼び掛け、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性、高齢者、子ども、外国人、LGBTQ+といった多様な主体の参画を拡大し、多様な主体による視点に基づき、ニーズの違い等に配慮した防災対策を推進する必要がある。
- 要配慮者が利用する福祉施設が災害時に福祉避難所として活用するための備蓄品の整備や連絡体制の構築などが課題となっており、必要な調整を事前に行う必要がある。

(2) 対応方策

- ① 多様な主体による防災体制の確立 **E 教育・文化**
(防災危機管理課)
 - 防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性、高齢者、子ども、外国人、LGBTQ+といった多様な主体の参画を拡大し、多様な主体による視点に基づき、ニーズの違い等に配慮した防災対策を推進する。
 - 平時の訓練参加や防災活動を通して避難所運営連絡会等への女性、高齢者、子ども、外国人、LGBTQ+といった多様な主体の参加を呼び掛け、避難所の運営における多様な主体による参画を推進する。
- ② 福祉避難所の機能強化 **F 健康・医療・福祉**
(障害福祉課/介護福祉課)
 - 高齢者等の要配慮者が利用する福祉施設が災害時に福祉避難所として活用できるよう、備蓄品の整備や連絡体制の構築など必要な調整を事前に実施する。

目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
(1) ぜい弱性の分析・評価
<ul style="list-style-type: none"> ○大規模災害により上水道施設や管路が破損し、飲料水や生活用水の供給が停止するおそれがあるため、断水時の飲料水供給に係る体制及び資機材の配備・充実を図る必要がある。 ○災害時における上下水道の利用法等について、市民への啓発が必要である。 ○災害により水、食料、生活必需品の確保が困難な市民が発生するおそれがあるため、物資の供給体制を整備する必要がある。 ○災害時は、食料等の供給が長期間停止するおそれがあることから、家庭等における食料、飲料水、生活用品の備蓄を促進していく必要がある。
(2) 対応方策
<p>① 上水道施設の防災対策の推進 B まちづくり (まちづくり計画課/防災危機管理課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○断水時に飲料水を供給できるよう、震災対策用応急給水槽（明神下公園内）及び福生武蔵野台給水所からの搬送体制や、高圧給水タンク車、給水タンク、臨時給水栓、非常用飲料水袋、ろ水器等の応急給水用資機材の整備・充実を図る。 <p>② 上下水道の利用法の啓発 F 健康・医療・福祉 (防災危機管理課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平常時から、飲料水等の備蓄の重要性、節水、水質汚濁防止等について広報する。 <p>③ 非常用物資の備蓄促進 C 防災・防犯・交通安全 (防災危機管理課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害により水、食料、生活必需品の確保が困難な市民に対して、物資を供給するため、行政備蓄の充実や民間業者等との連携により供給体制を整備する。なお、災害対策従事者への食料等は、協定締結団体等から調達し、被災者への救援物資、給食等の配送と合わせ、輸送の合理化を図る。 ○市民等に対し、最低3日、推奨1週間の食料、飲料水、生活用品の備蓄について自発的に取り組むよう、啓発に努める。

目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
(1) ぜい弱性の分析・評価
<p>○関係機関、防災上重要な施設の管理者、その他民間の災害応急対策組織と市との連携及び協力体制を確立するため、各種協定等の締結、定期的な情報交換、合同の防災訓練の実施に努める必要がある。</p> <p>○燃料供給が停止すると、災害応急活動等に多大な影響を及ぼすおそれがあることから、エネルギーの調達、供給体制の整備を進める必要がある。</p> <p>○応急・復旧活動の拠点となる施設や事業所、家庭への自立・分散型電源の導入による多様なエネルギーの確保を推進する必要があると考えるが、ハード整備等、関連施策を進めるためには、予算と時間を要するという課題もあり対策が必要である。</p>
(2) 対応方策
<p>④ 災害時応援協定締結団体等との連携強化 C 防災・防犯・交通安全 (防災危機管理課)</p> <p>○関係機関、防災上重要な施設の管理者、その他民間の災害応急対策組織と、各種協定等の締結、定期的な情報交換、合同の防災訓練の実施に努める。</p> <p>○「防災及び災害対策に関する在日米軍横田基地第374空輸航空団と福生市との合意に関する覚書」(平成25年12月)に基づき、在日米軍横田基地との相互支援について関係機関と調整する。</p>
<p>⑤ 災害時のエネルギー供給のための体制整備 C 防災・防犯・交通安全 (防災危機管理課)</p> <p>○石油関係団体等との応援協定締結に基づき、優先供給を行う災害対応上の重要施設や災害応急対策車両等の選定を行うなど、エネルギーの調達、供給体制の整備を進める。</p>
<p>⑥ 自立・分散型エネルギーシステムの導入支援(再生可能エネルギーなど) D 環境 (環境政策課)</p> <p>○応急・復旧活動の拠点となる施設や事業所、家庭への自立・分散型電源の導入による多様なエネルギーの確保のため、「福生市市有施設省エネルギー・再生可能エネルギー推進指針」等に基づき、公共施設を中心にエネルギー関連施策を推進していく。</p>

目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

(1) ぜい弱性の分析・評価

- 平時から東京都帰宅困難者対策条例の普及啓発に努めるとともに、東京都の帰宅困難者対策実施計画や各種ガイドラインを基に、徒歩帰宅者の発生抑制、一時滞在施設の確保、情報通信基盤の強化、徒歩帰宅支援策の強化などの対策を構築する必要がある。
- 関係機関、防災上重要な施設の管理者、その他民間の災害応急対策組織と市との連携及び協力体制を確立するため、各種協定等の締結、定期的な情報交換、合同の防災訓練の実施に努める必要がある。

(2) 対応方策

- ① 帰宅困難者対策の推進 **C 防災・防犯・交通安全**
(公共施設マネジメント課/防災危機管理課)
 - 福生駅西口周辺における市街地再開発事業との連携により、帰宅困難者一時滞在施設の整備を図る。
(防災危機管理課)
 - 市内事業者に対し、備蓄やオフィス家具の転倒等の防止対策を促すとともに、防災マニュアルや事業所防災計画、事業継続計画(BCP)等に帰宅困難者対策を反映するよう啓発し、帰宅困難者の一斉帰宅抑制に努める。
 - 通信事業者の協力を得て、事業者及び帰宅困難者が安否の確認及び情報提供を受けられる態勢を整備するとともに、情報提供ツールの周知を図る。
 - コンビニエンスストア、ガソリンスタンド等の災害時帰宅支援ステーションの周知に努める。
- ② 災害時応援協定締結団体等との連携強化【再掲】 **C 防災・防犯・交通安全**
(防災危機管理課)
 - 関係機関、防災上重要な施設の管理者、その他民間の災害応急対策組織と、各種協定等の締結、定期的な情報交換、合同の防災訓練の実施に努める。
 - 「防災及び災害対策に関する在日米軍横田基地第374空輸航空団と福生市との合意に関する覚書」(平成25年12月)に基づき、在日米軍横田基地との相互支援について関係機関と調整する。

目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-6 大規模な自然災害と感染症との同時発生

(1) ぜい弱性の分析・評価

- 災害発生時における感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進するとともに、保健所等を拠点として、都や近隣自治体と連携し、迅速な医療機関の確保、防疫活動、保健活動を実施する必要がある。
- 医療関係者や医療機関の被災により、十分な医療を提供できなくなるおそれがあり対策が必要である。
- 避難場所、避難所における災害用トイレの整備が進んでおらず、衛生環境の低下が懸念されるため対策が必要である。

(2) 対応方策

- ① 感染症の発生とまん延の防止（正しい知識の普及啓発、情報発信、予防接種の実施）
F 健康・医療・福祉
(健康課)
 - 災害発生時における感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進するとともに、保健所等を拠点として、都や近隣自治体と連携し、迅速な医療機関の確保、防疫活動、保健活動を実施する。
 - 感染症に関する正しい知識や予防方法等について、様々な媒体を用いて情報発信する。
(防災危機管理課)
 - 避難所及び備蓄倉庫において、消毒液やマスクをはじめとする感染症対策物品の備蓄を推進する。
- ② 医療機関のBCP策定支援 F 健康・医療・福祉
(防災危機管理課)
 - 医療機関が災害時にも機能を維持できるよう、医療機関のBCP（事業継続計画）の策定と訓練を支援する。
- ③ 災害用トイレの整備 F 健康・医療・福祉
(防災危機管理課/各施設所管課)
 - 災害時に避難場所となる公園や避難所となる学校を中心に災害用マンホールトイレの整備を推進するとともに、簡易式トイレ等の備蓄の充実を図り、衛生環境の維持に努める。

目標3 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
(1) ぜい弱性の分析・評価
○大規模災害発生後は、治安の低下による犯罪の増加が懸念されるため防犯活動の推進が必要である。
(2) 対応方策
① 地域防犯力の向上 C 防災・防犯・交通安全 (防災危機管理課) ○災害時の治安の悪化を防止するため、平時から市民が安全で安心して生活ができるよう、地域の防犯力を高め、福生警察署管内防犯協会や町会・自治会等の各種団体と綿密に連携し、防犯パトロール等の活動を推進する。

目標3 必要不可欠な行政機能を確保する

3-2 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(1) ぜい弱性の分析・評価

- 大規模災害時は、行政も被災することが考えられ、通常時と同様の業務を実施できず、市民の生活や企業・団体に大きな影響を及ぼす危険性があるため対策が必要である。
- 応急活動を効率的に行うためにも、防災拠点や避難所などにおける膨大な情報のやり取りを可能とする通信手段の確保及び維持管理を図る必要がある。

(2) 対応方策

- ① 市の業務継続に必要な体制の整備 **G 行財政・情報通信**
(防災危機管理課)
 - 災害発生時に市の各部課の機能を最短の期間で復旧させ、被害の影響を最小限に抑えることを目的に、福生市事業継続計画を基に、行政機能の迅速な復旧体制を構築する。
- ② 行政情報基盤の防災機能の強化 **G 行財政・情報通信**
(防災危機管理課)
 - 災害発生時に、被害情報を迅速に収集し、関係機関との相互の情報連絡が円滑に行われるよう、通信施設等の整備拡充に努める。
 - 通信設備の機能を常時維持するため、保守管理の徹底、機器の転倒防止、浸水対策、自家発電装置等の整備を図る。

目標3 必要不可欠な行政機能を確保する

3-2 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
(1) ぜい弱性の分析・評価
<p>○国や都、関係機関、近隣自治体等との情報共有を図るなど、連携体制の整備・強化を図る必要がある。</p> <p>○市役所等の自家発電設備の電力供給には限りがあり、大規模災害により長期間の停電が発生した場合、ライフラインの途絶等が発生するおそれがあることから対策が必要である。</p> <p>○公共施設での定期的な防災訓練や防災マニュアルの整備を進める必要がある。</p>
(2) 対応方策
<p>③ 関係行政機関との連携体制の整備【再掲】 G 行財政・情報通信 (防災危機管理課)</p> <p>○他自治体、事業者、協会・団体等との災害時応援協定の締結を推進し、応援職員や応急危険度判定員の受入れに備えて、備蓄や宿泊スペースの確保等の検討を進め、迅速な初動対応ができるよう、広域連携体制の構築に努める。</p> <p>④ 公共施設の災害対応力の向上 G 行財政・情報通信 (市内各施設所管課)</p> <p>○市役所等の自家発電設備、耐震性貯水槽等の整備、援助物資の集積拠点としての機能整備を図るとともに、代替施設の選定などのバックアップ対策及び資機材等の整備に努める。</p> <p>○福生市業務継続計画等に基づく公共施設での定期的な防災訓練や防災マニュアルの整備を進める。</p>

目標4 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力低下・経営執行力低下による地域経済、サプライチェーンの停滞や維持への甚大な影響

(1) ぜい弱性の分析・評価

- 被災による地域事業者の復興の遅れや倒産のおそれがあるため対策が必要である。
- 被災後に地域経済をけん引できる地域事業者の確保及び育成が課題となっており対策が必要である。
- 被災による市内事業所の機能停止及び施設損壊による二次災害のおそれがあるため、商工会等と連携した取組が必要である。
- 燃料供給が停止すると、災害応急活動等に多大な影響を及ぼすおそれがあることから、エネルギーの調達、供給体制の整備を進める必要がある。

(2) 対応方策

- ① 地域事業者の経営支援 **A 経済・産業**
(シティセールス推進課)
 - 事業所の事業継続、経営安定化に向けた支援を行うとともに、地域の金融機関や商工会等と連携し、ニーズの変化に応じた事業所の成長を支援する。
- ② 創業・雇用の促進 **A 経済・産業**
(シティセールス推進課)
 - 地域の雇用の場と働き手のマッチングをはじめ、創業を視野に入れたセミナー等の場の提供や事業所、金融機関、商工会等、地域の関係機関との連携に取り組み、新たなにぎわいを創出する。
- ③ 企業のBCP策定支援 **A 経済・産業**
(シティセールス推進課)
 - 事業所等において、災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し事業を継続するために、商工会等と連携し、事業継続計画（BCP）策定の支援を促進する。
- ④ 災害時のエネルギー供給のための体制整備【再掲】 **C 防災・防犯・交通安全**
(防災危機管理課)
 - 石油関係団体等との応援協定締結に基づき、優先供給を行う災害対応上の重要施設や災害応急対策車両等の選定を行うなど、エネルギーの調達、供給体制の整備を進める。

目標4 経済活動を機能不全に陥らせない

4-2 重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

(1) ぜい弱性の分析・評価

- 被災による市内事業所の機能停止及び施設損壊による二次災害のおそれがあるため、商工会等と連携した取組が必要である。
- 市内における民間の特定建築物について、耐震性が十分確保されていないものがあり、災害時は倒壊のおそれがあるため、耐震化を促進する必要がある。
- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例等に基づき、水害を想定した化学物質適正管理指針の見直し等について、必要に応じた事業所への支援をする必要がある。

(2) 対応方策

- ① 企業のBCP策定支援【再掲】 **A 経済・産業**
(シティセールス推進課)
 - 事業所等において、災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し事業を継続するために、商工会等と連携し、事業継続計画（BCP）策定の支援を促進する。
- ② 民間特定建築物の耐震化 **B まちづくり**
(まちづくり計画課)
 - 市内の民間特定建築物について、各所管行政庁や関係団体と連携・協力しながら耐震化を促進する。
- ③ 有害物質等対策の推進（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく指導・助言等）
D 環境
(環境政策課)
 - 消防署等が実施する消防関係法令に基づく規制や指導、立入調査が円滑に行えるよう、情報提供等を行う。
 - 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例等に基づき、水害を想定した化学物質適正管理指針の見直しや化学物質の使用量等の報告、管理方法書の作成に対する指導、助言を通じて、各事業所の災害への備えについて推進を図る。

目標4 経済活動を機能不全に陥らせない

4-3 食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響

(1) ぜい弱性の分析・評価

- 災害により水、食料、生活必需品の確保が困難な市民が発生するおそれがあるため、物資の供給体制を整備する必要がある。
- 市民等が食料、飲料水、生活用品の備蓄について自発的に取り組むよう、啓発に努める必要がある。
- 関係機関、防災上重要な施設の管理者、その他民間の災害応急対策組織と市との連携及び協力体制を確立するため、各種協定等の締結、定期的な情報交換、合同の防災訓練の実施に努める必要がある。

(2) 対応方策

- ① **非常用物資の備蓄促進【再掲】** **C 防災・防犯・交通安全**
(防災危機管理課)
 - 災害により水、食料、生活必需品の確保が困難な市民に対して、物資を供給するため、行政備蓄の充実や民間業者等との連携により供給体制を整備する。なお、災害対策従事者への食料等は、協定締結団体等から調達し、被災者への救援物資、給食等の配送と合わせ、輸送の合理化を図る。
 - 市民等が食料、飲料水、生活用品の備蓄について自発的に取り組むよう、啓発に努める。
- ② **災害時応援協定締結団体等との連携強化【再掲】** **C 防災・防犯・交通安全**
(防災危機管理課)
 - 関係機関、防災上重要な施設の管理者、その他民間の災害応急対策組織と、各種協定等の締結、定期的な情報交換、合同の防災訓練の実施に努める。
 - 「防災及び災害対策に関する在日米軍横田基地第374空輸航空団と福生市との合意に関する覚書」(平成25年12月)に基づき、在日米軍横田基地との相互支援について関係機関と調整する。

目標4 経済活動を機能不全に陥らせない

4-4 農地・森林や生態系等の被害に伴う地域の荒廃・多面的機能の低下

(1) ぜい弱性の分析・評価

- 農地・農業用施設の被災による地域農業の衰退を防ぐため、防災対策を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。
- 農業従事者が減少、高齢化する中で、次世代を担う担い手の育成と確保が課題となっており、持続可能な農業の振興を図る必要がある。

(2) 対応方策

- ① 農地・農業用施設等の管理 **A** 経済・産業
(シティセールス推進課)
 - 農地・農業用施設の防災対策を進めるとともに、災害時等における一時緊急的な避難、集合の場所など、防災空間としても機能することから、その確保に努める。
- ② 農業者の確保・育成と生産基盤の整備 **A** 経済・産業
(シティセールス推進課)
 - 農業従事者へ支援、生産基盤の整備を行うことにより、安定的で生産性の高い農業の振興を図る。

目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

(1) ぜい弱性の分析・評価

- 自力で避難できない避難行動要支援者が災害時に命を落とす事態が発生するおそれがあるため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成と併せて、地域住民やボランティアを含めた避難支援体制を構築する必要がある。
- 応急活動を効率的に行うためにも、防災拠点や避難所などにおける膨大な情報のやり取りを可能とする通信手段の確保及び維持管理を図る必要がある。

(2) 対応方策

① 要配慮者避難対策の推進(避難支援体制の整備、関係機関との連携など)【再掲】

F 健康・医療・福祉

(防災危機管理課/社会福祉課/障害福祉課/介護福祉課)

- 個人情報保護に留意しながら自主防災組織、関係機関・団体と避難行動要支援者名簿を平時から共有し、発災時に安否確認や避難誘導を円滑に行える体制を地域ぐるみで構築する。
- 避難行動要支援者を把握し、個別避難計画を作成する。

(障害福祉課/介護福祉課)

- 社会福祉施設の入居者の避難に当たって、施設職員だけでは不十分であるため、地域住民やボランティア組織の協力を得る応援協定の締結など、必要な体制づくりに対して支援する。

② 行政情報基盤の防災機能の強化【再掲】 G 行財政・情報通信

(防災危機管理課)

- 災害発生時に、被害情報を迅速に収集し、関係機関との相互の情報連絡が円滑に行われるよう、通信施設等の整備拡充に努める。
- 通信設備の機能を常時維持するため、保守管理の徹底、機器の転倒防止、浸水対策、自家発電装置等の整備を図る。

目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

(1) ぜい弱性の分析・評価

- 市民に対して適切な情報を迅速かつ正確に伝達するため、情報伝達体制の整備及び災害情報伝達手段の多様化を進めていく必要がある。
- 外国人に対する災害情報の提供方法を充実し確かな避難行動に結びつけていく必要がある。

(2) 対応方策

③ 災害関連情報の収集・伝達体制の整備 G 行財政・情報通信 (防災危機管理課)

- 平時から防災に係る気象・地震情報収集体制の充実及び情報伝達体制の整備を図るとともに、民間気象サービスシステム等を活用した情報収集体制の強化を進める。
- 防災行政無線やLアラート、防災ポータルサイト、SNS(X(旧Twitter)など)、ふっさ情報メール、CATV、福生市公式アプリ「ふくナビ」等、多様な手段による災害関連情報の発信体制を整備する。
- 発災時のアクセス集中等によるシステムダウン対策を進めるとともに、防災拠点や避難所などの通信手段確保のため、Wi-Fiの整備を進める。

④ 外国人への防災情報の提供 G 行財政・情報通信 (防災危機管理課)

- 外国人住民向けの防災リーフレット等の配布や、ボランティア等と連携し、東京都が作成した動画を活用するなど、多言語での防災知識の普及・啓発に努めるとともに、避難標識等のやさしい日本語及び外国語併記を推進する。
- 外国人住民への地域での支援体制づくりに努めるとともに、避難所等に通訳ボランティア等の派遣ができるよう、平時から福生市社会福祉協議会との連携を図る。

目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

(1) ぜい弱性の分析・評価

○災害時の停電及び電柱の倒壊等により交通、通信インフラが寸断するおそれがあることから、市内路線における無電柱化をより一層推進する必要がある。

(2) 対応方策

⑤ 無電柱化対策【再掲】 B まちづくり

(道路下水道課)

○安全で利便性の高い歩行空間の確保や都市景観の向上、災害時の停電及び電柱の倒壊等に伴う交通、通信インフラの寸断の防止等の観点から、福生駅周辺の富士見通り、本町通りなどにおいて、無電柱化を進める。

⑥ 交通安全対策の推進 C 防災・防犯・交通安全

(道路下水道課)

○災害時の停電及び電柱の倒壊等に伴う交通、通信インフラの寸断を防止するためにも、市内路線における無電柱化をより一層推進する。

目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-2 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
(1) ぜい弱性の分析・評価
<p>○被災による電力供給ネットワークの機能停止及び施設損壊による二次災害のおそれがあるため、電気事業者と連携した災害対応力の強化が必要である。</p> <p>○災害時の停電及び電柱の倒壊等により交通、通信インフラが寸断するおそれがあることから、市内路線における無電柱化をより一層推進する必要がある。</p>
(2) 対応方策
<p>① 電気事業者の災害対応力強化 A 経済・産業 (シティセールス推進課)</p> <p>○電力事業者に対し、必要に応じて事業継続計画（BCP）の見直しを要請するとともに、施設の耐震性の確保を求める。</p> <p>② 無電柱化対策【再掲】 B まちづくり (まちづくり計画課/道路下水道課)</p> <p>○安全で利便性の高い歩行空間の確保や都市景観の向上、災害時の停電及び電柱の倒壊等に伴う交通、通信インフラの寸断の防止等の観点から、無電柱化推進計画に基づいて、無電柱化を進める。</p> <p>○災害時の停電及び電柱の倒壊等に伴う交通、通信インフラの寸断を防止するためにも、市内路線における無電柱化をより一層推進する。</p>

目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-2 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
(1) ぜい弱性の分析・評価
<p>○応急・復旧活動の拠点となる施設や事業所、家庭への自立・分散型電源の導入による多様なエネルギーの確保を推進する必要があると考えるが、ハード整備等、関連施策を進めるためには、予算と時間を要するという課題もあり対策が必要である。</p> <p>○災害発生後において、ライフラインの供給体制を早期に構築するため、ライフライン事業者との連携強化を推進する必要がある。</p>
(2) 対応方策
<p>③ 自立・分散型エネルギーシステムの導入支援（再生可能エネルギーなど）【再掲】 D 環境 (環境政策課)</p> <p>○応急・復旧活動の拠点となる施設や事業所、家庭への自立・分散型電源の導入による多様なエネルギーの確保のため、「福生市市有施設省エネルギー・再生可能エネルギー推進指針」等に基づき、公共施設を中心にエネルギー関連施策を推進していく。</p> <p>④ ライフライン関係機関との協力体制の構築 D 環境 (防災危機管理課)</p> <p>○ライフラインが供給・機能停止した際の被害を最小限に抑え、円滑な復旧作業が可能となるよう、ライフライン事業者と連携した防災訓練等を定期的実施し、連携・協力体制の構築を図る。</p>

目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-3 都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

(1) ぜい弱性の分析・評価

- 被災によるガス供給施設の機能停止及び施設損壊による二次災害のおそれがあるため、ガス事業者と連携した災害対応力の強化が必要である。
- 燃料供給が停止すると、災害応急活動等に多大な影響を及ぼすおそれがあることから、エネルギーの調達、供給体制の整備を進める必要がある。
- 応急・復旧活動の拠点となる施設や事業所、家庭への自立・分散型電源の導入による多様なエネルギーの確保を推進する必要があると考えるが、ハード整備等、関連施策を進めるためには、予算と時間を要するという課題もあり対策が必要である。
- 災害発生後において、ライフラインの供給体制を早期に構築するため、ライフライン事業者との連携強化を推進する必要がある。

(2) 対応方策

- ① **ガス事業者の災害対応力強化** **A 経済・産業**
(シティセールス推進課)
 - ガス事業者に対し、必要に応じて事業継続計画(BCP)の見直しを要請するとともに、施設の耐震性の確保を求める。
- ② **災害時のエネルギー供給のための体制整備【再掲】** **C 防災・防犯・交通安全**
(防災危機管理課)
 - 石油関係団体等との応援協定締結に基づき、優先供給を行う災害対応上の重要施設や災害応急対策車両等の選定を行うなど、エネルギーの調達、供給体制の整備を進める。
- ③ **自立・分散型エネルギーシステムの導入支援(再生可能エネルギーなど)【再掲】** **D 環境**
(環境政策課)
 - 応急・復旧活動の拠点となる施設や事業所、家庭への自立・分散型電源の導入による多様なエネルギーの確保のため、「福生市市有施設省エネルギー・再生可能エネルギー推進指針」等に基づき、公共施設を中心にエネルギー関連施策を推進していく。
- ④ **ライフライン関係機関との協力体制の構築【再掲】** **D 環境**
(防災危機管理課)
 - ライフラインが供給・機能停止した際の被害を最小限に抑え、円滑な復旧作業が可能となるよう、ライフライン事業者と連携した防災訓練等を定期的実施し、連携・協力体制の構築を図る。

目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-4 上水道施設等の長期間にわたる供給停止

(1) ぜい弱性の分析・評価

- 被災による市内事業所の機能停止及び施設損壊による二次災害のおそれがあるため、商工会等と連携した取組が必要である。
- 大規模災害により上水道施設や管路が破損し、飲料水や生活用水の供給が停止するおそれがあるため、断水時の飲料水供給に係る体制及び資機材の配備・充実を図る必要がある。
- 災害時における上水道の利用法等について、市民への啓発が必要である。

(2) 対応方策

- ① **企業のBCP策定支援【再掲】** **A 経済・産業**
(シティセールス推進課)
 - 事業所等において、災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し事業を継続するために、商工会等と連携し、事業継続計画（BCP）策定の支援を促進する。
- ② **上水道施設の防災対策の推進【再掲】** **B まちづくり**
(まちづくり計画課/防災危機管理課)
 - 断水時に飲料水を供給できるよう、震災対策用応急給水槽（明神下公園内）及び福生武蔵野台給水所からの搬送体制や、高圧給水タンク車、給水タンク、臨時給水栓、非常用飲料水袋、ろ水器等の応急給水用資機材の整備・充実を図る。
- ③ **上水道の利用法の啓発** **F 健康・医療・福祉**
(防災危機管理課)
 - 平常時から、飲料水等の備蓄の重要性、節水等について広報する。

目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-5 下水道施設等の長期間にわたる機能停止

(1) ぜい弱性の分析・評価

- 大規模災害により下水道施設が破損し、汚水処理機能が停止することで、避難生活や応急対策活動に支障を来すおそれがあり、対策が必要である。
- 災害時における下水道の利用法等について、市民への啓発が必要である。

(2) 対応方策

① 下水道施設の防災対策の推進 B まちづくり

(道路下水道課)

- 下水道施設の定期点検等により、適正な維持管理を推進するとともに、計画的に施設の更新を実施する。
- 管きよについては、変位を吸収する措置等による耐震性の向上を図るとともに、施設の流入・流出管の接合部の不等沈下、損傷を防止するため、当該部の耐震化に努める。
- 発災時の交通機能、トイレ機能を確保するため、避難所等へのアクセス道路、避難所などから排水を受け入れる路線などにおいて、老朽化対策を実施する。

② 下水道の利用法の啓発 F 健康・医療・福祉

(道路下水道課)

- 災害時には下水排除の制限等について広報する。

目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-6 交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

(1) ぜい弱性の分析・評価

- 令和3年時点では特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率は94.5%であり、地震発生時に通行を確保すべき道路における沿道建築物等の耐震化を推進する必要がある。
- 市内の道路網が分断され、長期間啓開作業が行われないことにより、各種災害応急対策活動の阻害要因となるおそれがあるため、災害発生時直後の情報連絡・連携及び活動に係る体制整備を進める必要がある。

(2) 対応方策

- ① **住宅・建築物の耐震化【再掲】 B まちづくり**
(まちづくり計画課)
 - 緊急輸送道路等、地震発生時に通行を確保すべき道路における沿道建築物等の耐震化を推進する。
- ② **道路啓開体制の整備 B まちづくり**
(まちづくり計画課/道路下水道課)
 - 災害発生後の道路交通情報を的確に把握するとともに、迅速な道路啓開に向けて、関係機関の連携等により、装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る。

目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-6 交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

(1) ぜい弱性の分析・評価

- 広域道路網が分断され、広域避難や広域支援（人員及び物資）が滞るおそれがあるため、国や都、近隣自治体と連携し、主要幹線道路等ネットワークの整備及び維持管理を行う必要がある。
- 緊急輸送道路及び沿道建築物の耐震性の不足により、災害時の主要な交通機能がまひするおそれがあるため、特に橋りょうや法面等の耐震化を行う必要がある。

(2) 対応方策

③ 主要幹線道路等ネットワークの整備 B まちづくり

（まちづくり計画課/道路下水道課）

- 広域道路網が分断されないよう、国や都、近隣自治体と連携し、主要幹線道路等ネットワークの整備及び維持管理を行う。
- 地域住民の円滑な避難を確保するため、災害時に閉塞を防ぐべき道路を指定し、狭あいな道路の拡幅整備や歩道の設置など避難路となる生活道路の整備を行ってきており、今後も引き続き整備に努める。

④ 緊急輸送道路等の整備 B まちづくり

（まちづくり計画課/道路下水道課）

- 緊急輸送道路は、災害時において必要な輸送機能を確保できるよう、国道・都道についてはそれぞれ国・都と連携・協力し、市道部分については橋りょうや法面对策等の耐震対策を優先的に実施する。

目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-6 交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

(1) ぜい弱性の分析・評価

- 災害時の停電及び電柱の倒壊等により交通、通信インフラが寸断するおそれがあることから、市内路線における無電柱化をより一層推進する必要がある。
- 災害時における交通弱者の孤立が発生するおそれがあるため、平時から公共交通の充実及び事業継続に関する支援を推進する必要がある。

(2) 対応方策

⑤ 無電柱化対策【再掲】 B まちづくり

(まちづくり計画課/道路下水道課)

- 安全で利便性の高い歩行空間の確保や都市景観の向上、災害時の停電及び電柱の倒壊等に伴う交通、通信インフラの寸断の防止等の観点から、無電柱化推進計画に基づいて、無電柱化を進める。
- 災害時の停電及び電柱の倒壊等に伴う交通、通信インフラの寸断を防止するためにも、市内路線における無電柱化をより一層推進する。

⑥ 公共交通の充実 A 経済・産業

(企画調整課/介護福祉課/まちづくり計画課)

- 「西多摩地域広域行政圏協議会」や「八高線活性化促進協議会」、JRなどの公共交通機関等と連携して公共交通の充実を推進するとともに、福祉バスなどの高齢者や障害者等の交通弱者へ配慮した移動支援に努める。

目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-6 交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

(1) ぜい弱性の分析・評価

- 大規模災害発生後は、インフラ被害や交通渋滞等により、交通安全の確保が困難となるため対策が必要である。
- 災害時に道路沿道のブロック塀等が倒壊し、通行の妨げになるおそれがあるため、通行を確保すべき道路沿道のブロック塀等を、撤去・改修する必要がある。

(2) 対応方策

⑦ 交通安全対策の推進【再掲】 C 防災・防犯・交通安全

(道路下水道課)

- 発災後に発生する渋滞、事故の状況の迅速な把握や、停電等による信号機の停止が原因となる交通渋滞、交通事故を回避するため、警察等と連携を図る。

⑧ ブロック塀等の撤去・改修の促進 B まちづくり

(まちづくり計画課)

- 「ブロック塀等安全対策促進事業助成金」等を活用し、災害時に通行を確保すべき道路沿道のブロック塀等の撤去・改修を促進する。

目標6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
(1) ぜい弱性の分析・評価
○被災直後は、平時を大幅に超えた事務作業が発生し、多大な時間と人手を要し、災害からの復興まちづくりを進めるうえで支障をきたすおそれがあるため対策が必要である。 ○土地境界が明確でない地区においては、災害後の復旧・復興期に都市復興が円滑に進まないおそれがあるため、地籍調査の推進により地境界の明確化を図る必要がある。
(2) 対応方策
① 復興まちづくりのための事前準備 B まちづくり (企画調整課/財政課/防災危機管理課/まちづくり計画課) ○災害発生後のスムーズな復興まちづくりの事前準備を進めるために、震災復興マニュアルの整備を検討する。
② 地籍調査の推進 B まちづくり (道路下水道課) ○土地境界を明確化し、災害復旧・復興の迅速化を図るため、地籍調査を計画的に実施する。

目標6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
(1) ぜい弱性の分析・評価
<p>○災害時には公助の手が回らないことを前提として、自分の身は自分で守る自助の意識の普及を各種取組により図る必要がある。</p> <p>○災害時に共助の活動の主体となる自主防災組織に対し、資機材整備の助成や訓練・研修の支援を実施し、地域の実情に合った防災対策の推進を図る必要がある。</p>
(2) 対応方策
<p>③ 市民への防災意識啓発（防災マップ等の更新・配布や各種訓練・啓発活動の実施）</p> <p>C 防災・防犯・交通安全</p> <p>（防災危機管理課）</p> <p>○出前講座や自主防災リーダー講習会をはじめとした講習・研修及び防災に関する展示イベントの実施やホームページ及びパンフレットの配布を通じた普及啓発活動により、市民の防災意識の高揚と知識の普及を図る。</p> <p>④ 地域防災力の強化（自主防災組織の活動支援） C 防災・防犯・交通安全</p> <p>（防災危機管理課）</p> <p>○自主防災組織が主体となる防災訓練の企画・運営を支援し、地域の実情に合った防災対策の推進を図る。</p> <p>○防災リーダーの育成や多世代の人材が活躍できる環境の醸成など、地域における持続可能な自主防災体制の整備に努める。</p> <p>○自主防災組織の初期消火活動及び救助・応急救護活動の体制強化のため、訓練や研修における技術的指導や、資機材整備に係る助成事業等の支援の推進に努める。</p>

目標6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
(1) ぜい弱性の分析・評価
<p>○被災後に地域コミュニティが崩壊する事態が懸念されるため、平時から社会教育や地域活動等の地域に根差した活動を支援する必要がある。</p> <p>○災害発生時においては、被災者の生活再建や被災地の復旧・復興を円滑に進める上で、行政による公的支援に加え、多様な主体による支援が不可欠である。とりわけボランティアの多岐にわたる活動が極めて重要となることから、福生市災害ボランティアセンター設置支援等のための人員確保が必要である。</p>
(2) 対応方策
<p>① 市民協働・コミュニティ活動の推進 E 教育・文化 (協働推進課)</p> <p>○地域活性化を図るため、町会・自治会の運営、事業活動等や会館等の拠点整備のほか、地域住民が地域活動等へ積極的に参加できるよう支援する。 (生涯学習推進課/スポーツ推進課/公民館/図書館)</p> <p>○公民館や社会教育施設においても市民の学習環境の充実を図るとともに、市民が得た知識や学んだ成果を地域で生かせるよう、連携体制の構築を進めるなど、まちづくりの主体である市民の活躍を支援する。</p> <p>② 人的支援の受入れ体制整備 E 教育・文化 G 行財政・情報通信 (防災危機管理課)</p> <p>○福生市社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動の受入れ及び活動調整を行うための窓口運営について連絡調整に努めるとともに、福生市災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施する。</p> <p>○平時から、福生市社会福祉協議会を通じボランティア団体やNPO等との幅広いネットワークを構築する。</p> <p>○災害時の応援の要請及び受入れを迅速かつ的確に行うため、受援計画を作成する。</p> <p>○東京都、日本赤十字社東京都支部、東京都社会福祉協議会、福生市社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関と相互に連携して、活動リーダーの養成、ボランティアコーディネーターの養成に努める。</p> <p>○市として防災とボランティアの日（1月17日）及び防災とボランティア週間（1月15日から21日）の諸行事を通じ、ボランティア団体等の意識高揚を図る。</p>

目標6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

(1) ぜい弱性の分析・評価

○大規模災害発生後、大量に発生するごみ・がれきや倒壊物・落下物・流出物等は、市民生活に著しい混乱をもたらすことが予想されるため、処理体制の整備を推進する必要がある。

(2) 対応方策

① 災害廃棄物処理体制の整備 **D 環境** (ごみ減量対策課)

○災害廃棄物の処理が停滞することにより、復旧・復興が大幅に遅れる事態が発生しないよう災害廃棄物処理計画を策定し、災害時における対応を事前に定めておくとともに国や都、関係機関と連携し、ごみ・がれき処理活動が迅速に行われるよう処理体制の整備を推進する。

○大量に発生する災害廃棄物の運搬・分別・処分を円滑に進めるため、自治体間や民間団体、福生市社会福祉協議会との協力体制を構築し連携強化を図る。

目標6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
(1) ぜい弱性の分析・評価
<ul style="list-style-type: none">○人口減少下においても持続可能な行政運営を可能にするため、効率的な公共施設の再配置や集約型の都市構造への転換を図る必要がある。○災害時の建築物の倒壊・大規模火災の発生が予想される被害想定区域について、対策を講じる必要がある。○土地境界が明確でない地区においては、災害後の復旧・復興期に都市復興が円滑に進まないおそれがあるため、地籍調査の推進により地境界の明確化を図る必要がある。○迅速な被災者の生活再建支援が課題となっており、職員研修や住宅対策を実施するほか、人や物資の不足に備えた支援体制を構築する必要がある。
(2) 対応方策
<ul style="list-style-type: none">① 計画的な都市整備の推進【再掲】 B まちづくり (まちづくり計画課)<ul style="list-style-type: none">○立地適正化計画や都市計画マスタープランに基づき、集約型の都市構造への転換を図り、コンパクトで持続可能なまちづくりを推進する。② 適正な土地利用の推進【再掲】 B まちづくり (まちづくり計画課)<ul style="list-style-type: none">○一定の居住が見込まれる災害危険箇所の存在が懸念されており、居住維持のためにハード・ソフト両面から対策を「立地適正化計画」を基に実施する。③ 地籍調査の推進【再掲】 B まちづくり (道路下水道課)<ul style="list-style-type: none">○土地境界を明確化し、災害復旧・復興の迅速化を図るため、地籍調査を計画的に実施する。④ 被災者の生活再建支援 G 行財政・情報通信 (課税課/収納課)<ul style="list-style-type: none">○「被災者生活再建支援システム」を使用した住家被害認定調査や被災証明書の交付など、様々な機関の研修等を利用し、被災証明発行事務手続に関する習熟度を高める。⑤ 受援体制の構築 G 行財政・情報通信 (課税課/収納課)<ul style="list-style-type: none">○応援人員を速やかに要請し受け入れるためのマニュアルを平時より備えておく。また、住家被害認定調査の際に不足することが予測される物資について、災害時に調達する手段の拡充に努める。

目標6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
(1) ぜい弱性の分析・評価
○地域の治安悪化や、災害時の倒壊・火災が危ぶまれる空家等の問題に対し、対策を促進する必要がある。 ○大規模災害発生後は、治安の低下による犯罪の増加が懸念されるため防犯活動の推進が必要である。
(2) 対応方策
① 空家等対策の推進【再掲】 B まちづくり (まちづくり計画課) ○空家等に関する対応方針や施策を体系化した「空家等対策計画」に基づき、危険空家等への対策を促進する。
② 地域防犯力の向上【再掲】 C 防災・防犯・交通安全 (防災危機管理課) ○災害時の治安の悪化を防止するため、平時から市民が安全で安心して生活ができるよう、地域の防犯力を高め、福生警察署管内防犯協会や町会・自治会等の各種団体と綿密に連携し、防犯パトロール等の活動を推進する。

目標6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
(1) ぜい弱性の分析・評価
<p>○市及び文化財の所有者は、予想される災害に対して、文化財の保存のための配慮及び維持管理に努める必要がある。</p> <p>○被災後に地域コミュニティが崩壊する事態が懸念されるため、平時から社会教育や地域活動等の地域に根差した活動を支援する必要がある。</p>
(2) 対応方策
<p>③ 文化財の保護 E 教育・文化 (生涯学習推進課)</p> <p>○市及び文化財の所有者は、文化財の貴重性を十分に認識し、予想される災害に対して、保存のための配慮を行うとともに、良好な状況のもとに文化財を維持管理するよう努める。特に、自衛消防態勢の確立、各防災関係機関及び地域住民との連携の強化などにより、文化財の保全態勢の確立を図る。</p> <p>④ 文化財の防災設備の充実 C 防災・防犯・交通安全 (防災危機管理課)</p> <p>○消防用設備、避雷設備などの防災設備の設置又は改修を推進するとともに、保護対象物の保存施設の整備・充実並びに警備態勢の充実を図る。また、棚、展示ケース、複写機等の固定具等を耐震化・免震化する。</p> <p>⑤ 市民協働・コミュニティ活動の推進【再掲】 E 教育・文化 (協働推進課)</p> <p>○地域活性化を図るため、町会・自治会の運営、事業活動等や会館等の拠点整備のほか、地域住民が地域活動等へ積極的に参加できるよう支援する。 (生涯学習推進課/スポーツ推進課/公民館/図書館)</p> <p>○公民館や社会教育施設においても市民の学習環境の充実を図るとともに、市民が得た知識や学んだ成果を地域で生かせるよう、連携体制の構築を進めるなど、まちづくりの主体である市民の活躍を支援する。</p>

目標6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響

(1) ぜい弱性の分析・評価

- 被災による地域事業者の復興の遅れや倒産のおそれがあるため対策が必要である。
- 被災後に地域経済をけん引できる地域事業者の確保及び育成が課題となっており対策が必要である。
- いざという時の共助の関係性が不十分であるため、復興における市内の関係団体や近隣自治体との連携が取れなくなるおそれがあり対策が必要である。
- 災害発生時の情報の途絶や情報の流布により、市民に混乱が生じるおそれがあることから、有事の際に迅速かつ正確な情報発信を行える体制を構築する必要がある。

(2) 対応方策

- ① 地域事業者の経営支援【再掲】 A 経済・産業
(シティセールス推進課)
○事業所の事業継続、経営安定化に向けた支援を行うとともに、地域の金融機関や商工会等と連携し、ニーズの変化に応じた事業所の成長を支援する。
- ② 創業・雇用の促進【再掲】 A 経済・産業
(シティセールス推進課)
○地域の雇用の場と働き手のマッチングをはじめ、創業を視野に入れたセミナー等の場の提供や事業所、金融機関、商工会等、地域の関係機関との連携に取り組み、新たなにぎわいを創出する。
- ③ 観光の振興 A 経済・産業
(シティセールス推進課)
○新たな人の流れ・にぎわいを創出することを目的に既存のイベントの充実を図る等、観光の振興に取り組む。
- ④ 風評被害の防止 G 行財政・情報通信
(防災危機管理課)
○災害発生による風評被害の影響を最小化するため、適切な情報発信及び複数の情報伝達経路の確保に努める。

6 施策の重点化

限られた資源、財源の中で効率的・効果的に本市の強靱化を進めるためには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら、取組を進める必要がある。

そこで、本計画における基本目標のうち「人命の保護が最大限図られること」を最優先として、7つの強靱化施策分野及びそれぞれに掲げる施策から、影響の大きさや緊急性を踏まえて総合的に判断し、次の重点化すべき施策群（重点化施策）を設定した。

重点化すべき施策群（重点化施策）		関連する
施策分野名	対応方策名	リスクシナリオ
B まちづくり	・計画的な都市整備の推進	1-1、1-2、6-4
	・住宅・建築物の耐震化	1-1、5-6
	・空家等対策の推進	1-1、1-2、6-5
	・浸水対策の推進	1-3
	・主要幹線道路等ネットワークの整備	5-6
	・道路の防災対策	1-1
	・道路橋りょうの適切な管理	1-1
	・無電柱化対策	1-1、5-1、5-2、5-6
C 防災・防犯・交通安全	・地域防災力の強化（自主防災組織の活動支援）	6-1
	・防災機能の整備（消防車両や資機材等の更新・整備）	1-2
	・非常用物資の備蓄促進	2-4、4-3
	・消防人材の強化（消防団員の確保・育成）	1-2、2-1
	・土砂災害警戒区域の警戒避難体制の整備	1-4
E 教育・文化	・教育施設における防災機能向上	1-1
	・児童福祉施設における防災機能の整備	1-1
F 健康・医療・福祉	・災害医療体制の充実	2-2
	・要配慮者避難対策の推進 （避難支援体制の整備、関係機関との連携など）	1-1、1-2、1-3、1-4、5-1
	・社会福祉施設等の改修整備及び連携体制の構築	1-1
G 行財政・情報通信	・公共施設の災害対応力の向上	3-2
	・災害関連情報の収集・伝達体制の整備	5-1
	・外国人への防災情報の提供	5-1
	・被災者の生活再建支援	6-4

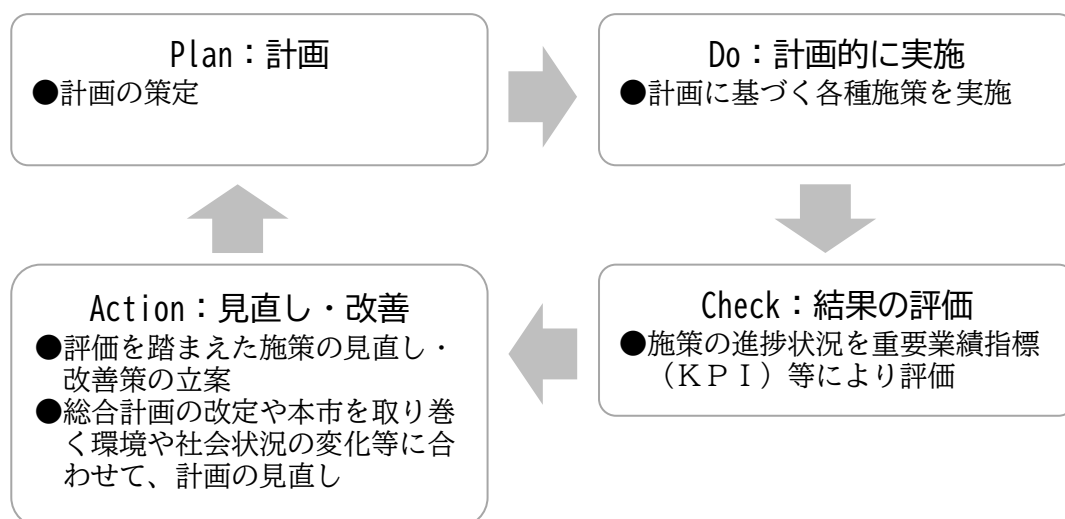
第5 計画の推進と進行管理

1 推進体制

本計画は、本市の庁内各部署間の連携はもとより、国、都、各種関係機関、民間事業者等の多様な主体と相互に連携を図り、各種情報や取組等を共有しながら、効果的・効率的に推進していくものとする。

2 計画の進行管理

本計画は「福生市総合計画（第5期）」と整合を図っていることから、総合計画にて記載されている重要業績指標（K P I）等を用いて毎年度進捗状況を把握し、総合計画の改定や本市を取り巻く環境や社会状況の変化等に合わせて、P D C Aサイクルの仕組みに基づき、継続的な改善を図るものとする。



第6 資料編

1 目標別事業一覧

本計画に基づき実施する主な事業（予定を含む。）を、次のとおり示す。

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

リスクシナリオ	施策名	事業名	箇所・地区など	数量		期間	総事業費	実施主体
1-1	①計画的な都市整備の推進	住宅マスタープラン策定委託	市内全域	1	件	令和11年度	1,000万円	福生市
1-1	①計画的な都市整備の推進	優良住宅取得推進事業	市内全域	90	件	毎年度	600万円 (単年事業費)	福生市
1-1	②適正な土地利用の推進	福生市立地適正化計画の管理運営	市内全域	1	件	未定	未定	福生市
1-1	③住宅・建築物の耐震化	福生市耐震改修促進計画の改定	市内全域	1	件	令和8年度	550万円	福生市
1-1	③住宅・建築物の耐震化	木造住宅耐震診断助成金事業	市内全域	6	件	毎年度	60万円	福生市
1-1	③住宅・建築物の耐震化	木造住宅耐震改修等助成金事業	市内全域	3	件	毎年度又は2か年	345万円	福生市
1-1	④空家等対策の推進	空き家住宅除却助成事業	市内全域	13	棟	毎年度	630万円 (単年事業費)	福生市
1-1	④空家等対策の推進	空家等対策計画策定委託	市内全域	1	件	令和11年度～令和12年度	1,200万円	福生市
1-1	④空家等対策の推進	空家等に対する行政処分・行政代執行事務	市内全域	1	棟	令和8年度～令和12年度	未定	福生市
1-1	⑧無電柱化対策	市道幹線Ⅱ-11号線（本町通り）無電柱化整備事業	大字福生～本町	764.1	m	平成29年度～令和9年度	11億1,200万円	福生市
1-2	①計画的な都市整備の推進	福生駅西口地区第一種市街地再開発事業	福生駅西口地区	約2.2	ha	未定	未定	福生駅西口地区市街地再開発準備組合
1-2	⑥消防人材の強化（消防団員の確保・育成）	消防団活動交付金	消防団	-	-	毎年度	520万円 (単年事業費)	福生市

リスクシナリオ	施策名	事業名	箇所・地区など	数量		期間	総事業費	実施主体
1-2	⑧要配慮者避難対策の推進(避難支援体制の整備、関係機関との連携など)	避難行動支援希望者登録事業	市内全域(対象者に限る)	約8,000	人	毎年度	-	福生市
1-2	⑧要配慮者避難対策の推進(避難支援体制の整備、関係機関との連携など)	個別避難計画の作成	市内全域(対象者に限る)	約8,000	人	毎年度	-	福生市
1-3	③浸水対策の推進	雨水貯留槽設置補助金、雨水浸透施設設置補助金	福生市公共下水道事業計画区域	-	-	毎年度	60万円 (単年事業費)	福生市
1-3	③浸水対策の推進	多摩川第7排水区管さよ更生、多摩川9-1排水区管さよ更生、加美排水区管さよ更生	多摩川第7排水区、多摩川9-1排水区、加美排水区	2	km	令和7年度～令和11年度	15億円	福生市
1-4	②土砂災害警戒区域の警戒避難体制の整備	「福生市防災ハザードマップ」の配布	市内全域	全	世帯	毎年度	-	福生市
1-4	②土砂災害警戒区域の警戒避難体制の整備	防災行政無線戸別受信機の貸与	土砂災害特別警戒区域内の世帯	-	-	毎年度	-	福生市

目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

リスクシナリオ	施策名	事業名	箇所・地区など	数量		期間	総事業費	実施主体
2-2	①災害医療体制の充実	緊急医療救護所災害備蓄用品管理委託	市内全域	-	-	毎年度	更新数量により変動	福生市、羽村市、瑞穂町
2-2	①災害医療体制の充実	医療救護所災害備蓄用医薬品管理委託	市内全域	-	-	毎年度	更新数量により変動	福生市
2-4	③非常用物資の備蓄促進	災害用備蓄食料等の更新	市内全域	-	-	毎年度	更新数量により変動	福生市

目標3 必要不可欠な行政機能を確保する

リスクシナリオ	施策名	事業名	箇所・地区など	数量		期間	総事業費	実施主体
3-1	①地域防犯力の向上	福生警察署管内防犯協会補助金	市内全域	-	-	毎年度	114万円 (単年事業費)	福生市

目標4 経済活動を機能不全に陥らせない

リスクシナリオ	施策名	事業名	箇所・地区など	数量		期間	総事業費	実施主体
4-3	②災害時応援協定締結団体等との連携強化	災害時応援協定の締結と連携強化	市内全域	-	-	毎年度	-	福生市 関係機関

目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

リスクシナリオ	施策名	事業名	箇所・地区など	数量		期間	総事業費	実施主体
5-1	③災害関連情報の収集・伝達体制の整備	防災行政無線（固定系）施設改良事業	市内全域	-	-	令和7年度～令和8年度	3億8,200万円	福生市
5-5	①下水道施設の防災対策の推進	ストックマネジメント事業	福生市公共下水道事業計画区域	22	km	令和8年度～令和31年度	40億円	福生市
5-6	①住宅・建築物の耐震化	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計助成金事業	市内全域	-	-	毎年度	未定	福生市
5-6	①住宅・建築物の耐震化	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修助成金事業	市内全域	1	件	令和8年度	530万円	福生市
5-6	⑧ブロック塀等の撤去・改修の促進	ブロック塀等安全対策促進事業助成金	市内全域	4	件	毎年度(単年度)	256万円	福生市

目標6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

リスクシナリオ	施策名	事業名	箇所・地区など	数量		期間	総事業費	実施主体
6-1	①復興まちづくりのための事前準備	震災復興マニュアルの策定	市内全域	1	件	未定	未定	福生市
6-1	③市民への防災意識啓発（防災マップ等の更新・配布や各種訓練・啓発活動の実施）	「福生市防災ハザードマップ」の配布	市内全域	全	世帯	毎年度	-	福生市
6-1	③市民への防災意識啓発（防災マップ等の更新・配布や各種訓練・啓発活動の実施）	ふっさ防災展の開催	市内全域	全	世帯	毎年度	-	福生市、消防署
6-1	④地域防災力の強化（自主防災組織の活動支援）	自主防災リーダー講習会	市内自主防災組織	32	地区	毎年度	-	福生市
6-1	④地域防災力の強化（自主防災組織の活動支援）	自主防災組織運営費補助金	市内自主防災組織	32	地区	毎年度	982万円 (単年事業費)	福生市
6-5	③文化財の保護	国登録有形文化財建造物修理等事業	市内全域	-	-	未定	未定	文化財所有者
6-5	③文化財の保護	埋蔵文化財緊急調査事業	市内全域	-	-	未定	未定	福生市
6-6	③観光の振興	福生七夕まつり（福生七夕まつり委託料）	市内全域	404,000	人	毎年度	4,200万円	福生七夕まつり実行委員会
6-6	③観光の振興	ふっさ桜まつり（福生市観光事業補助金）	田園地区	53,500	人	毎年度	733万円	ふっさ桜まつり実行委員会
6-6	③観光の振興	福生ほたる祭（福生市観光事業補助金）	田園地区	36,000	人	毎年度	469万円	福生ほたる祭実行委員会
6-6	③観光の振興	福生・昭島地域の未来をつなぐ協議会事業	事業者、創業者等	-	-	毎年度	-	福生・昭島地域の未来をつなぐ協議会

福生市国土強靱化地域計画

令和8年3月 改定

発行 福生市 総務部 防災危機管理課

